

# 新発田市移動等円滑化基本構想

平成21年12月

新発田市

目次

1	はじめに	1
1.1	背景と目的	1
1.2	調査対象地区	2
1.3	基本構想策定の経緯	3
2	対象地区の現況	4
2.1	新発田市の概況	4
2.2	人口・世帯数	5
2.3	土地利用・主要施設等の分布状況	12
2.4	交通	19
2.5	住民等の移動特性	23
2.6	歩行者空間の現状	26
3	上位計画・関連計画	33
3.1	上位計画	33
3.2	関連計画	36
4	課題	37
5	基本構想	38
5.1	重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針	38
5.2	重点整備地区の位置および区域	41
5.3	生活関連施設および生活関連経路ならびにこれらにおける移動等円滑化に関する事項	42
5.4	生活関連施設、特定車両および生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	50
5.5	その他の事項	57
	新発田市移動等円滑化基本構想の骨子	58
	参考資料 新発田駅前・中心市街地活性化地区移動円滑化基本構想（H15.1）	59
	参考資料 バリアフリー新法と交通バリアフリー法の主な違い	60

# 1 はじめに

## 1.1 背景と目的

急速な高齢化の進行やノーマライゼーションの理念が社会に浸透する中、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という)が公布され、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区におけるバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進が制度化されました。

これを受け、新発田市では平成15年1月に、新発田駅前を中心とした快適かつ利便性の高い歩行環境や公共交通の円滑な利用促進を図るため、「新発田駅前・中心市街地活性化地区 移動円滑化基本構想」を策定し、バリアフリーに関する事業を実施してきました。

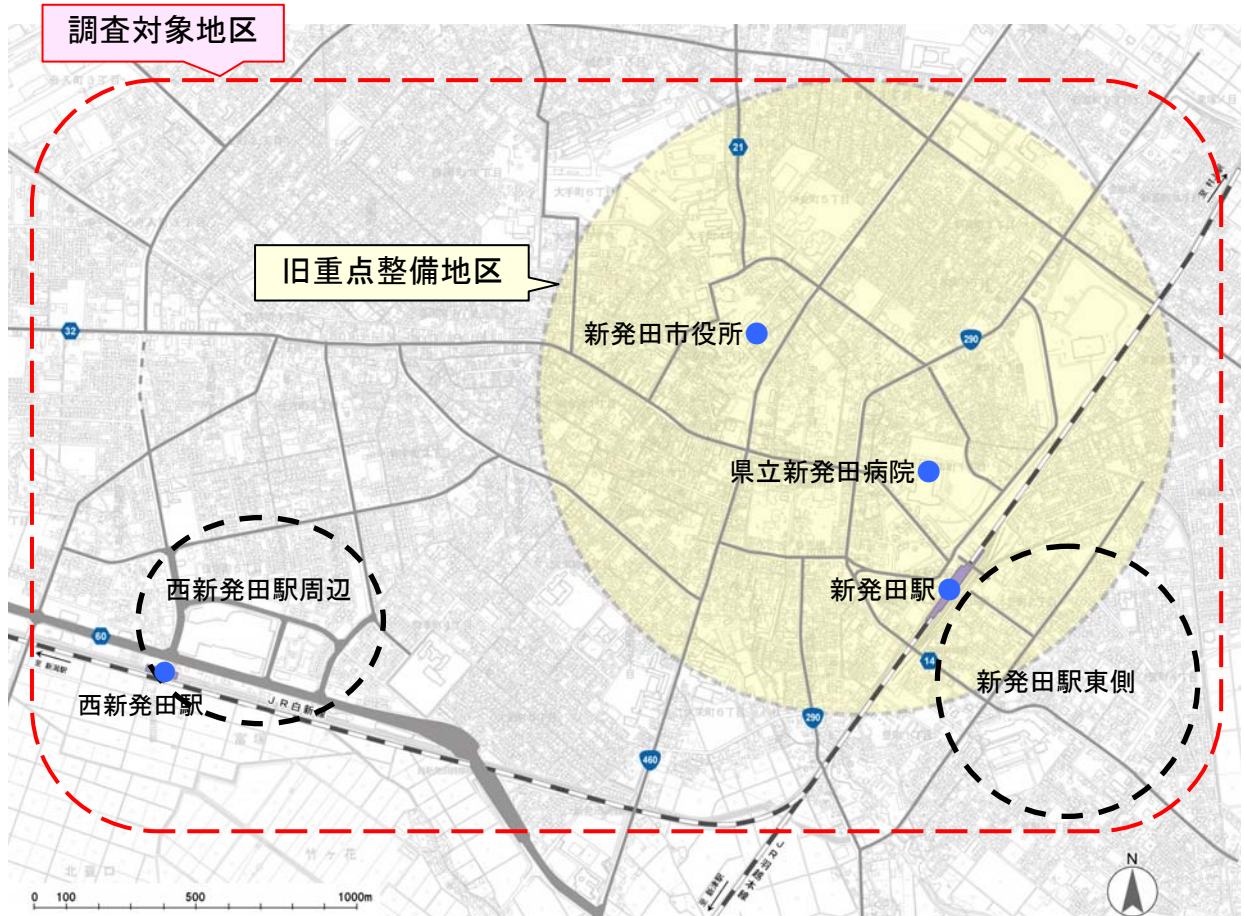
しかしながら、近年新発田市では、新発田駅前周辺において土地区画整理事業等により駅前広場や道路整備が実施されるとともに、県立新発田病院が移転するなど、前提となる道路網や施設立地状況が大きく変化しています。一方、駅舎を移転した西新発田駅前周辺においても、駅前広場の整備をはじめ、大規模商業施設の立地や住宅開発が進展するなど、不特定多数の利用が多い施設が整備されています。

このような中、平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行されました。

これらの動向を踏まえ、「バリアフリー新法」に基づき“新発田駅前周辺地区の更新・補足・修正検討”と“西新発田駅前周辺地区の追加検討”を行い、高齢者・障害者等の移動等円滑化に関する『新発田市移動等円滑化基本構想』(以下、「基本構想」という)を策定します。

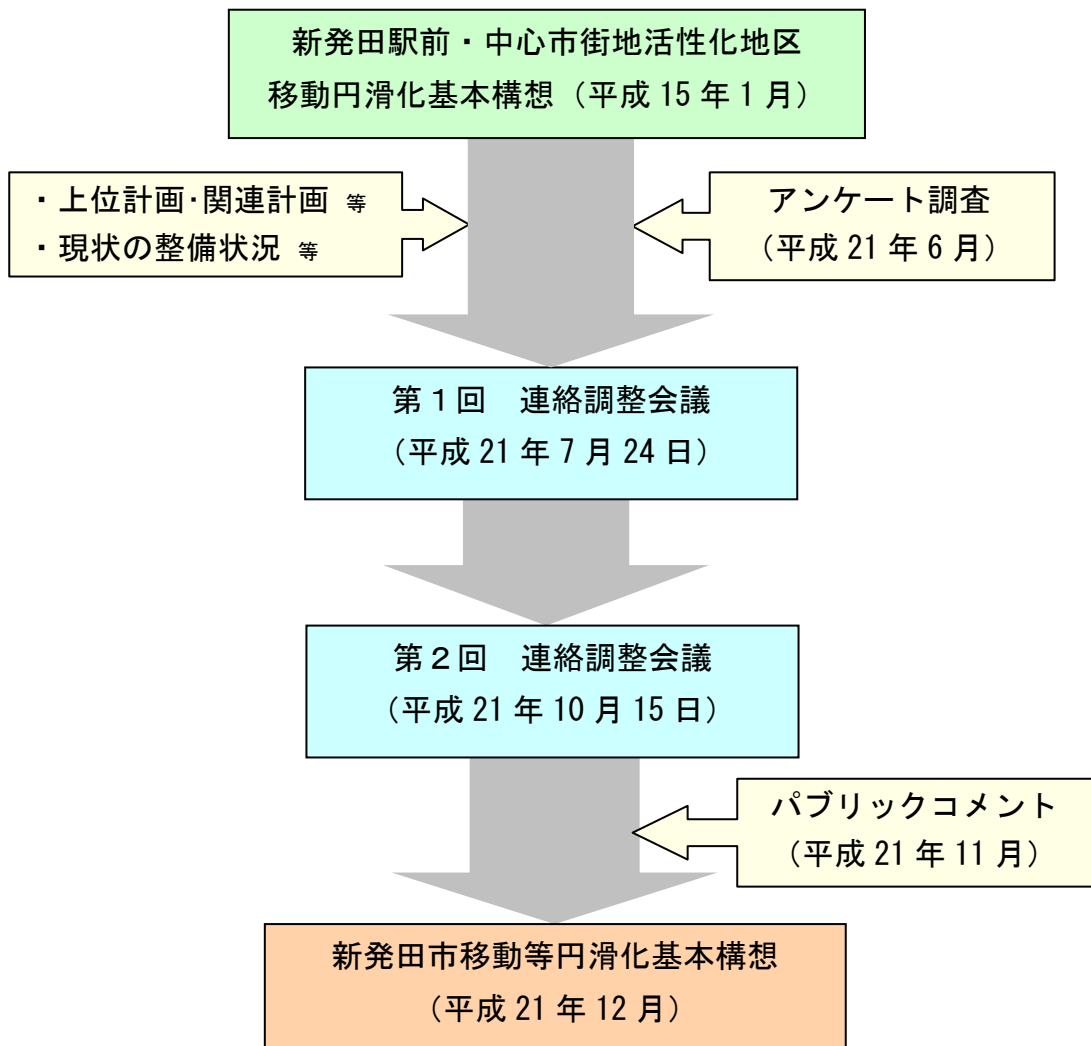
## 1.2 調査対象地区

本調査は、「重点整備地区候補」として旧基本構想内で位置づけられていた新発田駅と市役所を含む旧重点整備地区に新発田駅東側と西新発田駅周辺を加えた地区を調査対象地区とします。



### 1.3 基本構想策定の経緯

本基本構想の策定にあたって、新発田市におけるバリアフリー化に関する現況を把握すると共に、住民(高齢者・障害者)や鉄道利用者に対して現状認識や課題、改善内容に関するアンケート調査を実施しました。これらの調査結果を踏まえ、重点整備地区の位置・区域、特定経路及び移動等円滑化に関する事業内容を連絡調整会議で検討した上で、新発田市移動等円滑化基本構想を作成しました。



基本構想策定までの流れ

## 2 対象地区の現況

### 2.1 新発田市の概況

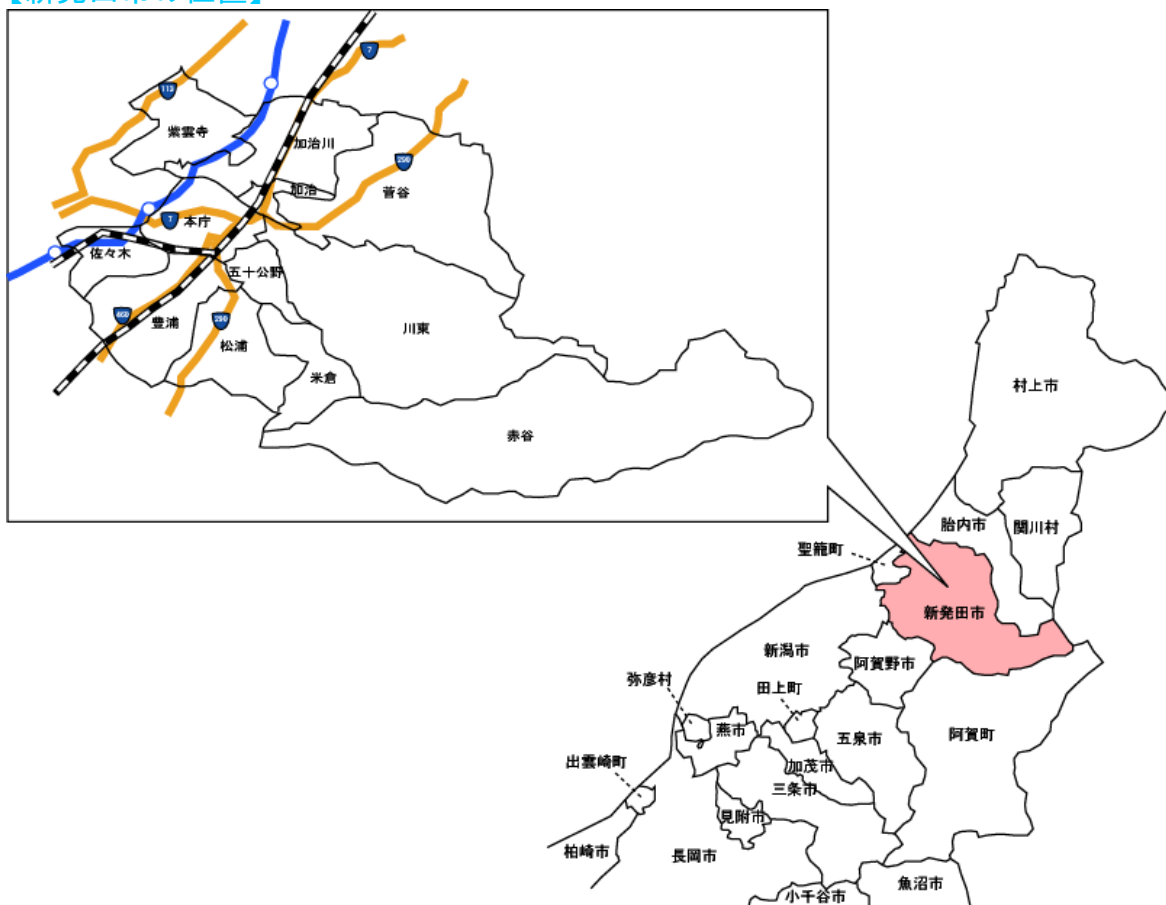
新発田市は越後平野（新潟平野）の北部に位置し、県都新潟市に隣接する新潟県北部の中核都市です。面積は532.82km<sup>2</sup>で、人口規模は約10万5千人で県内では新潟市、長岡市、上越市、三条市に次いで、5番目となっています。

北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。また、かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。

江戸時代には10万石の城下町として栄え、国の重要文化財となっている新発田城や足軽長屋などの文化遺産は、重要な観光資源の役割を担っています。

昭和22年に市制を施行後、昭和30年に五十公野・米倉・赤谷・松浦・菅谷・川東の6村と、31年には加治川村の一部と、34年に佐々木村と、平成に入り15年7月7日に豊浦町と、そして17年5月1日に紫雲寺町・加治川村と合併しています。

#### 【新発田市の位置】



位置図

## 2.2 人口・世帯数

### (1) 人口・世帯数

新発田市の人口は昭和 35 年以降、10 万人～10 万 7 千人を推移しています。また、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯当たりの構成人数は減少傾向にあります。

地区別の人口は、本庁地区では昭和 55 年以降増加しているのに対し、佐々木地区および川東・赤谷地区では減少傾向にあります。その他の地区については、昭和 55 年以降人口変化は少なくなっています。

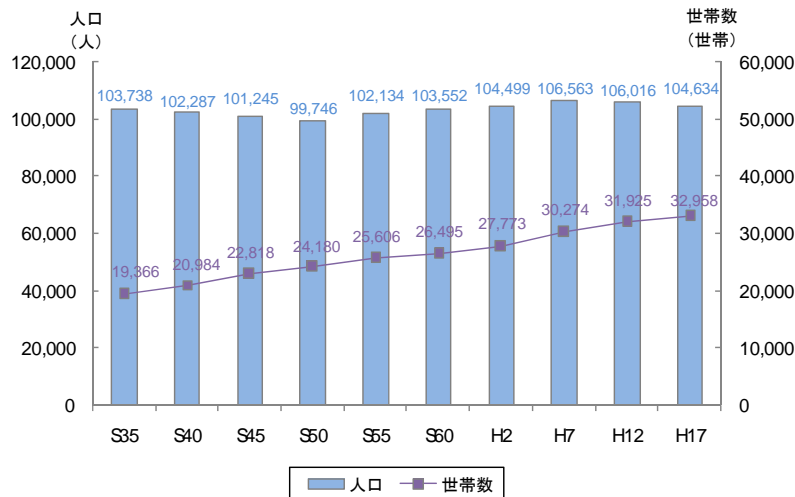


図 新発田市の人口及び世帯数の推移

資料：国勢調査

※昭和 35 年～平成 12 年までの人口および世帯数は旧市町村の合計値

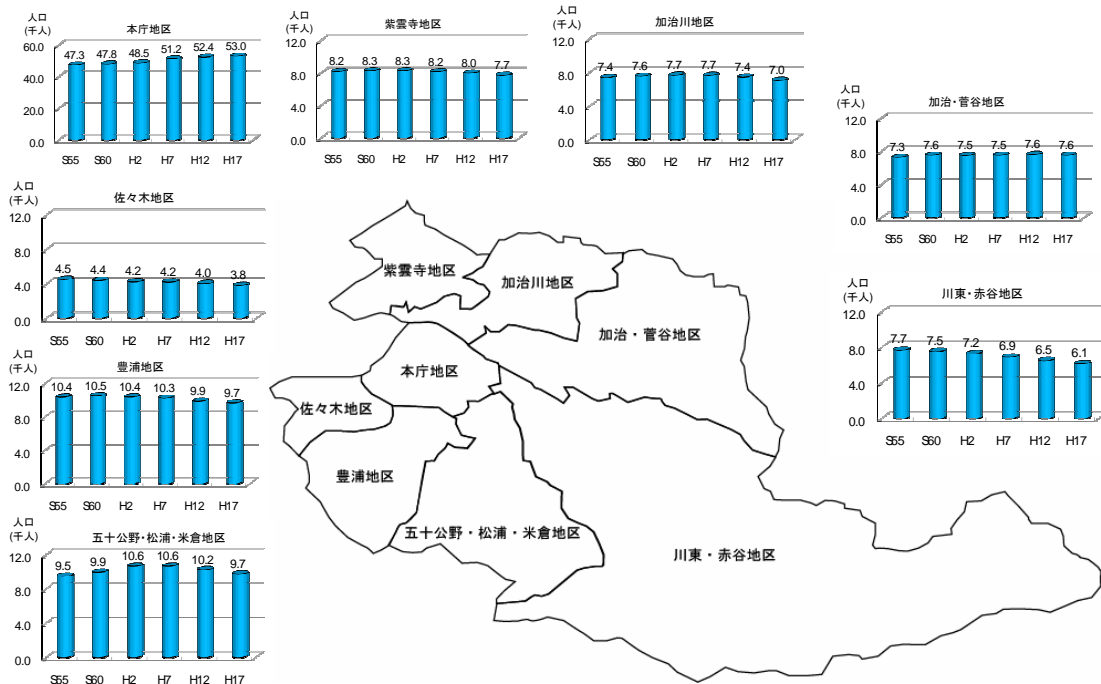


図 新発田市の地区別人口の推移

資料：国勢調査

調査対象地区では、新発田駅西側や中央町周辺で人口減少となっているのに対し、新発田駅東側、西新発田駅周辺で人口が増加傾向にあります。

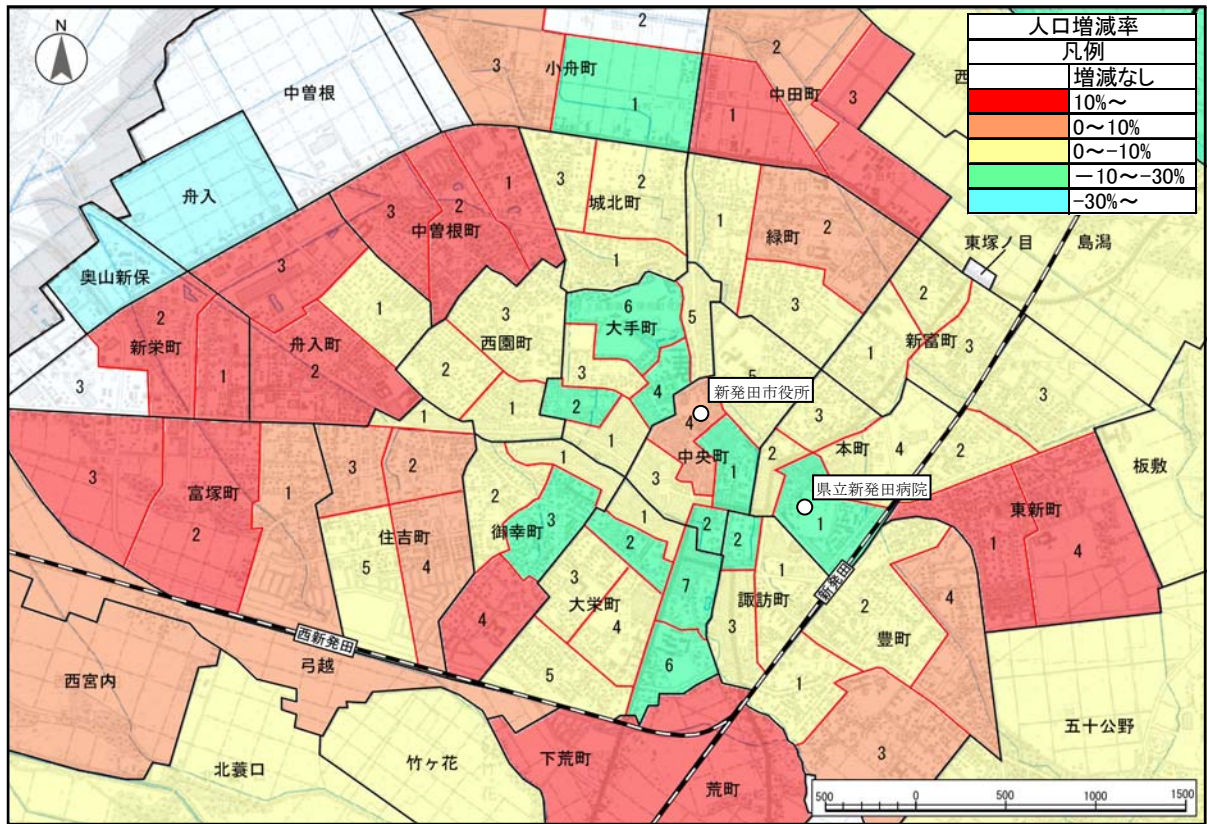


図 調査対象地区の人口増減率

資料：国勢調査

※平成12年と平成17年の2時点における人口増減率を表している。



## (2) 年齢別人口

新発田市の人口を年齢別に見ると、昭和 55 年以降 65 歳以上の人口割合が増加しています。

また、地区別の高齢化率をみると、本庁地区が約 21%であるのに対し、赤谷地区で約 45%、菅谷地区で 34%と山間部の地区での高齢化が進行しています。

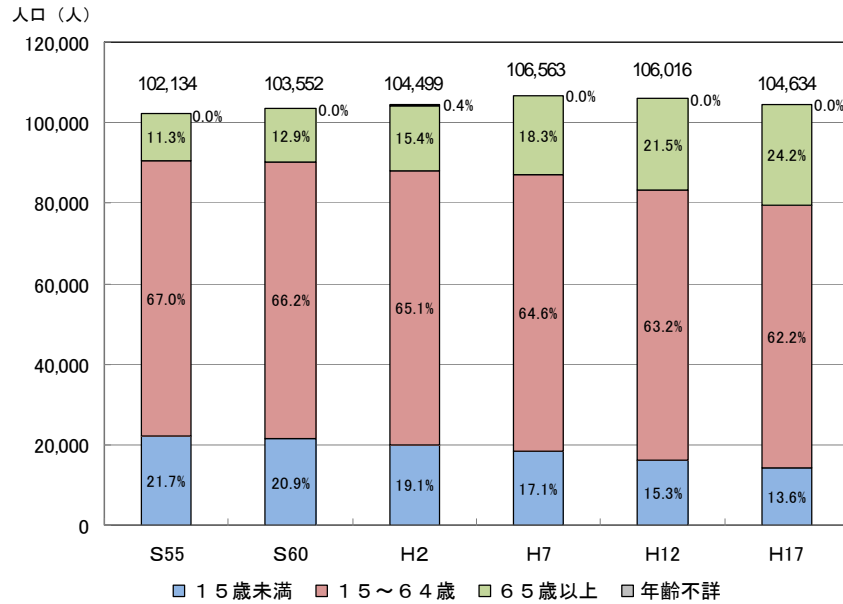


図 年齢別人口の推移

資料：国勢調査  
 ※昭和 55 年～平成 12 年までの人口は旧市町村の合計値  
 ※グラフ内の数字は各年毎の年齢別の人口割合を示す

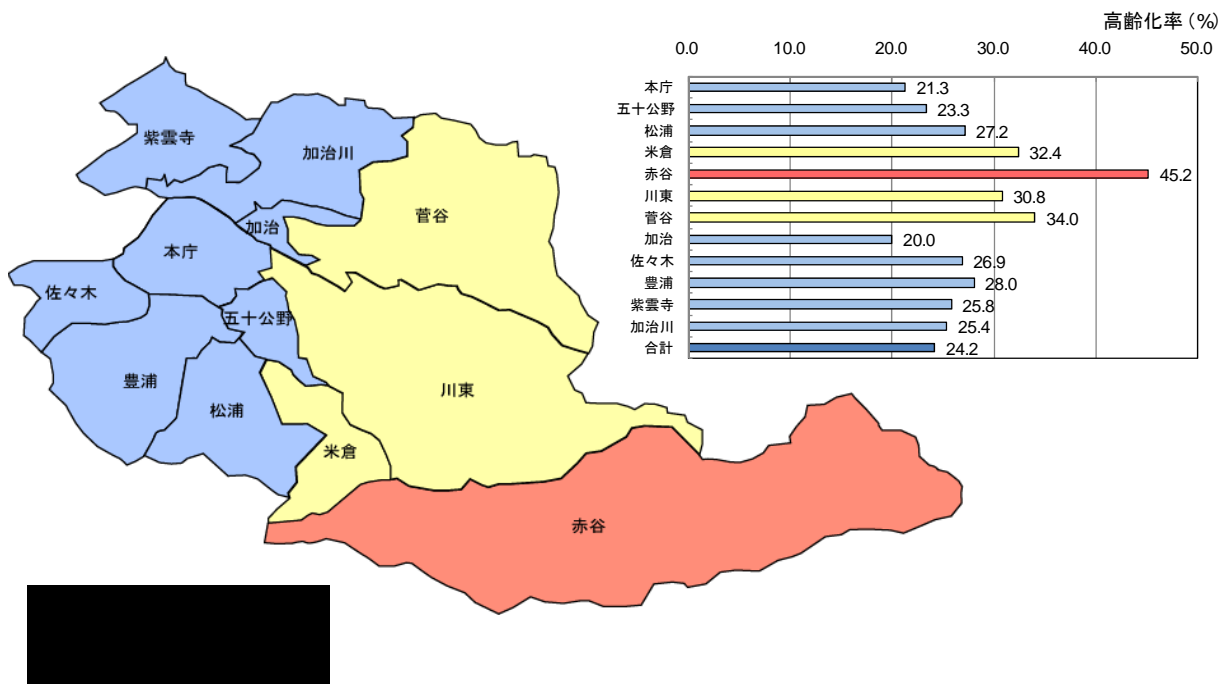


図 地区別高齢者人口割合

資料：国勢調査(平成 17 年)

また、調査対象地区では、大手町、西園町、中央町、大栄町など、新発田市役所周辺の中心部で30%~50%と、高齢化率が高くなっています。

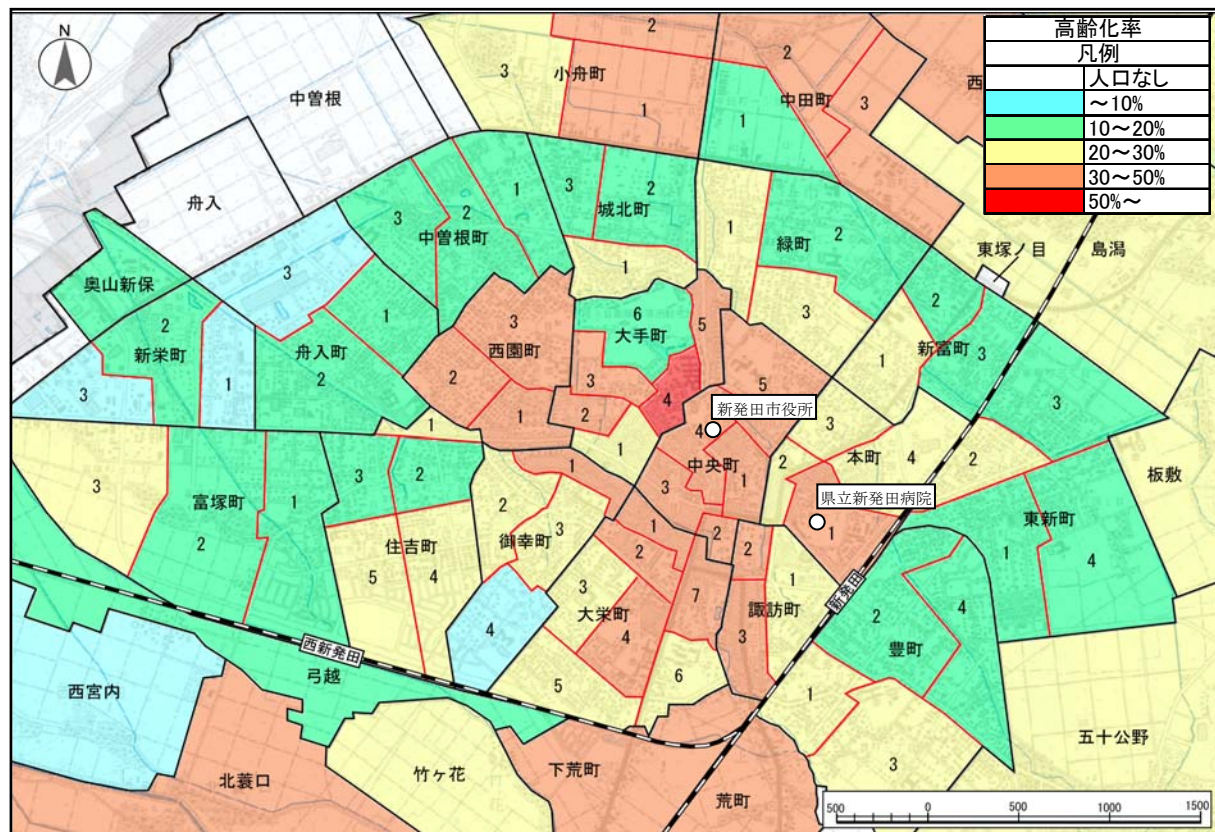


図 調査対象地区の高齢化率

資料：国勢調査(平成17年)

### (3) 人口集中地区

新発田市の平成17年時点での人口集中地区面積は9.2k㎡であり、昭和60年当時から約42%増加しています。人口についても20年間で1万人増加しています。

しかし、人口密度は5,981人/k㎡から5,280人/k㎡へと低下しており、低密な市街地の拡大が進行しています。

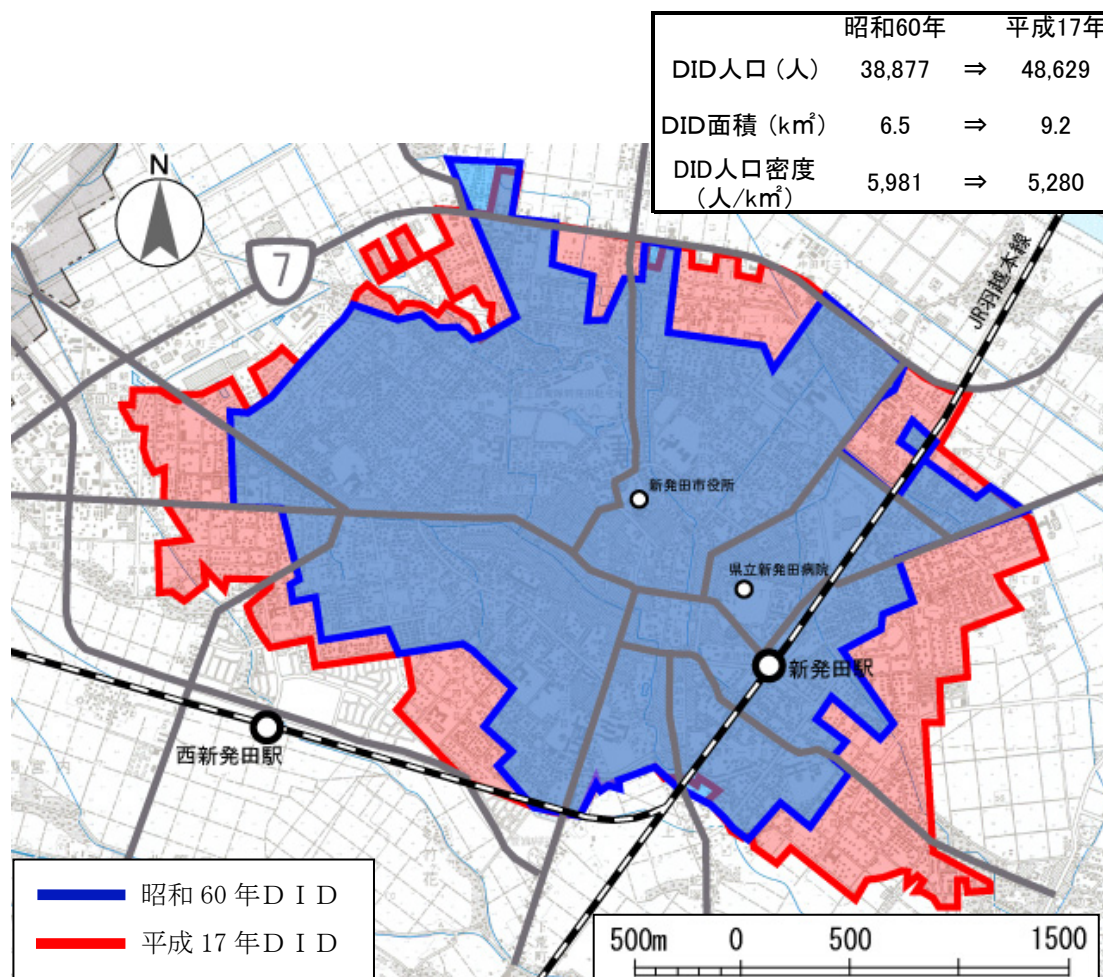


図 新発田市人口集中地区

※DID(Densely Inhabited District)：人口集中地区

人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区

#### (4) 通勤・通学

##### 1) 通勤

新発田市の通勤動態は、新潟市、聖籠町、胎内市など5市町が1,000人以上で、このうち新潟市が約5割を占めています。

全体では市内から市外の流出が多くなっています。

また、新潟市・聖籠町を除く周辺市町村については新発田市への流入人口が多い状況にあります。

新発田市の通勤動態			
都市名	流出 (人)	流入 (人)	合計 (人)
新潟市	8,353	5,036	13,389
長岡市	102	30	132
村上市	620	1,002	1,622
五泉市	74	155	229
阿賀野市	769	1,311	2,080
胎内市	1,988	2,088	4,076
聖籠町	2,805	1,409	4,214
阿賀町	45	77	122
関川村	41	113	154
合計	14,797	11,221	26,018
新発田市在住の 新発田市内通勤者数			37,116

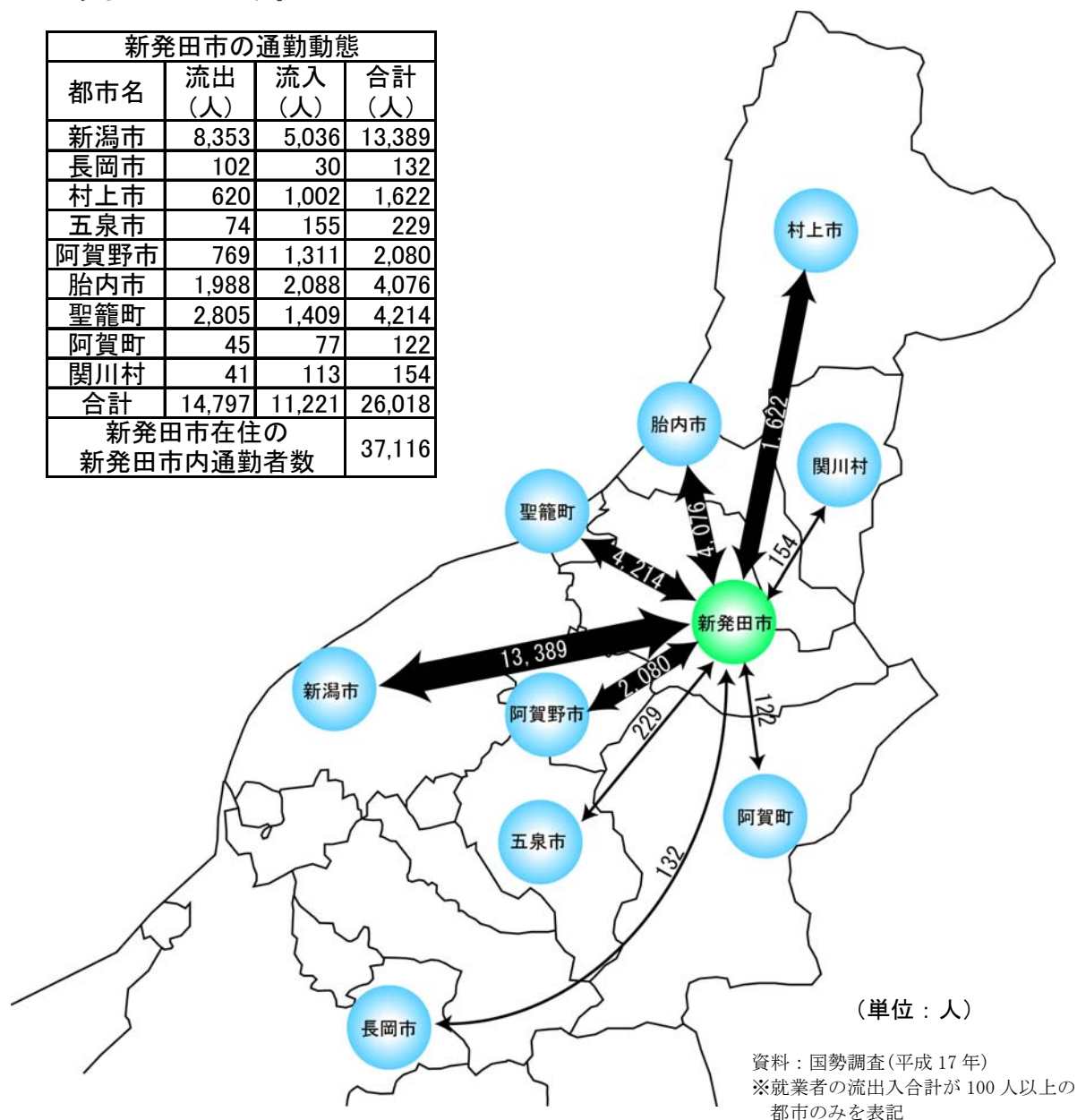


図 通勤者流出入状況

## 2) 通学

周辺市町村から新発田市への流動が多く、新発田市からの流出が多い都市は新潟市のみとなっています。そのため、通学においては周辺市町村の新発田市に対する依存が高い状況にあります。

新発田市の通学動態			
都市名	流出 (人)	流入 (人)	合計 (人)
新潟市	1,187	1,026	2,213
村上市	114	223	337
阿賀野市	37	697	734
胎内市	61	334	395
聖籠町	71	334	405
関川村	-	51	51
合計	1,470	2,665	4,135
新発田市在住の 新発田市内通学者数			3,888

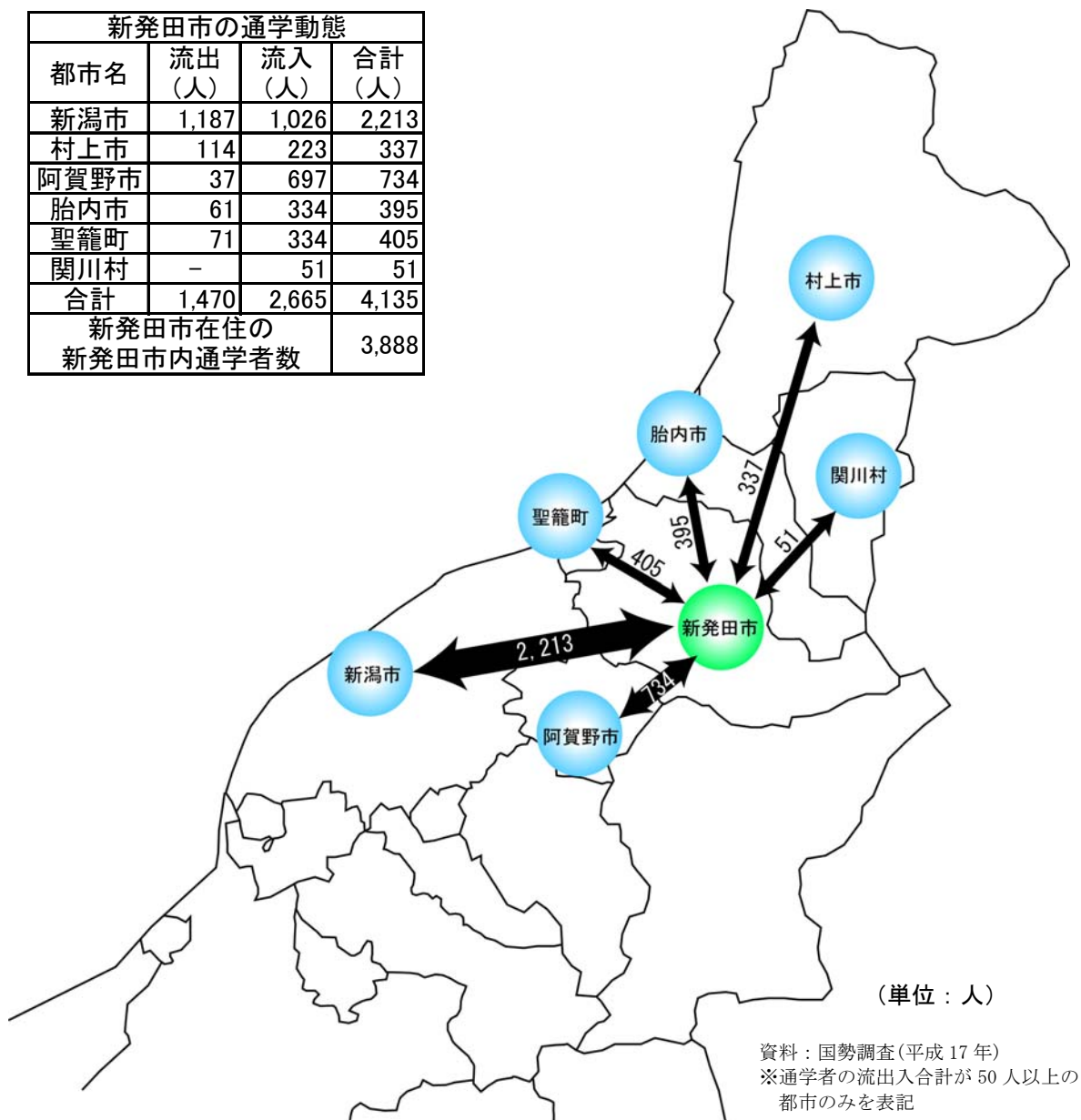


図 通学者流出入状況

## 2.3 土地利用・主要施設等の分布状況

### (1) 土地利用

新発田市には5つの市街化区域が設定されています。それぞれの地域の特徴に応じた土地利用が図られています。

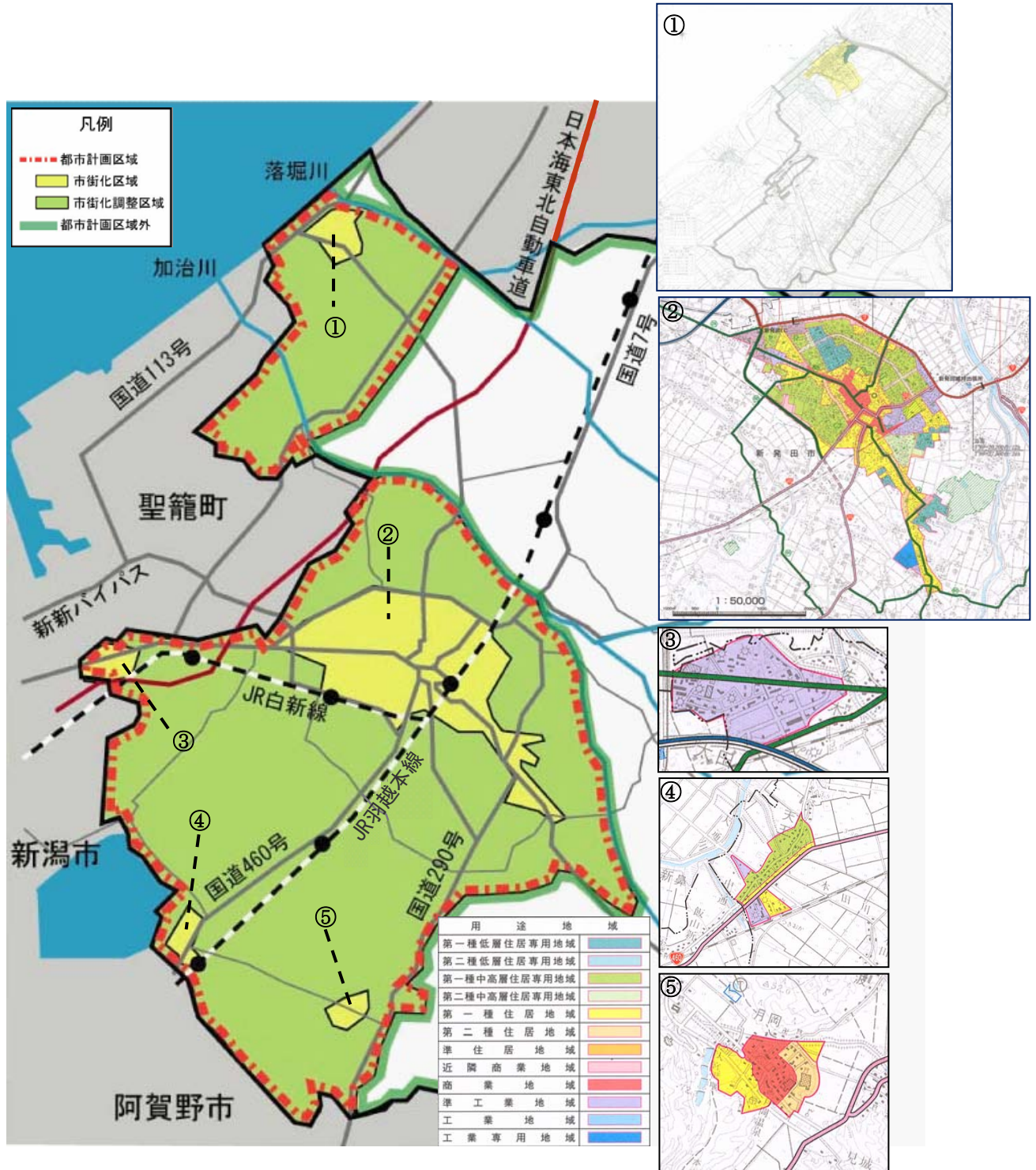


図 都市計画区域

資料：都市計画図

## (2) 市街地整備の状況

新発田市では中心市街地や舟入町などで、土地区画整理事業が計画的に実施されてきています。近年では、「西新発田駅前土地区画整理事業」、「新発田駅前土地区画整理事業」がほぼ完成するなど、基盤整備が進んでいます。

表 新発田市の市街地整備事業

事業名	都市計画決定		事業主体	認可年月日 (公告日)	施工面積 (ha)	施工年度
	面積 (ha)	年月日				
新発田土地区画整理事業	-	-	組合	S11.7.17	24.4	S11～S19
新発田都市計画 中央町土地区画整理事業	6.2	S43.10.8	市	S44.7.4	7.1	S44～S52
住吉団地土地区画整理事業	-	-	個人	S47.3.14	3.2	S46～S47
豊田土地区画整理事業	-	-	組合	S48.9.21	4.5	S48～S50
新潟都市計画事業 新発田駅前東土地区画整理事業	48.2	S53.2.7	市	S55.2.12	48.5	S54～H8
新潟都市計画事業 五十公野土地区画整理事業	13.3	S55.8.22	組合	S56.1.20	13.1	S55～S63
東町土地区画整理事業	-	-	組合	S61.1.31	1.4	S60～S63
新栄町土地区画整理事業	-	-	組合	S62.2.17	8.9	S61～H1
新潟都市計画事業 藤塚土地区画整理事業(旧紫雲寺)	43.8	S61.8.29	組合	S62.2.17	43.8	S61～H11
新潟都市計画事業 舟入町土地区画整理事業	18.1	H4.5.29	組合	H5.1.22	18.1	H4～H9
新栄町中央土地区画整理事業	-	-	組合	H5.6.18	16.2	H5～H9
新潟都市計画事業 新栄町東土地区画整理事業	15.2	H5.10.8	組合	H6.3.8	15.2	H5～H11
新潟都市計画事業 西新発田駅前土地区画整理事業	40.4	H12.3.10	組合	H13.3.9	40.4	H12～H21
新潟都市計画事業 新発田駅前土地区画整理事業	11.4	H15.3.14	市	H15.12.5	11.4	H15～H22

資料：新潟県の都市計画-資料編-(H20年)ほか

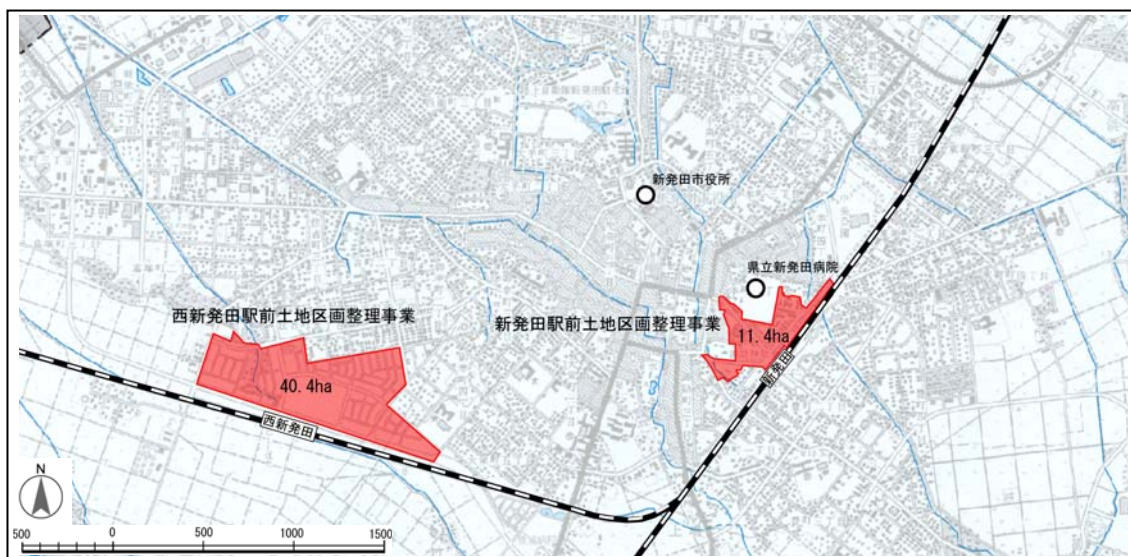


図 事業中の土地区画整理事業位置図

- 新発田駅前土地区画整理事業概要図
- 新潟県HP：県内土地区画整理事業県内事例航空写真より位置をプロット

### (3) 主要施設の分布状況

新発田市の公共公益施設のうち、市役所、病院、図書館、警察署など主要な公共公益施設は、旧新発田市の中心市街地に集積して立地しています。

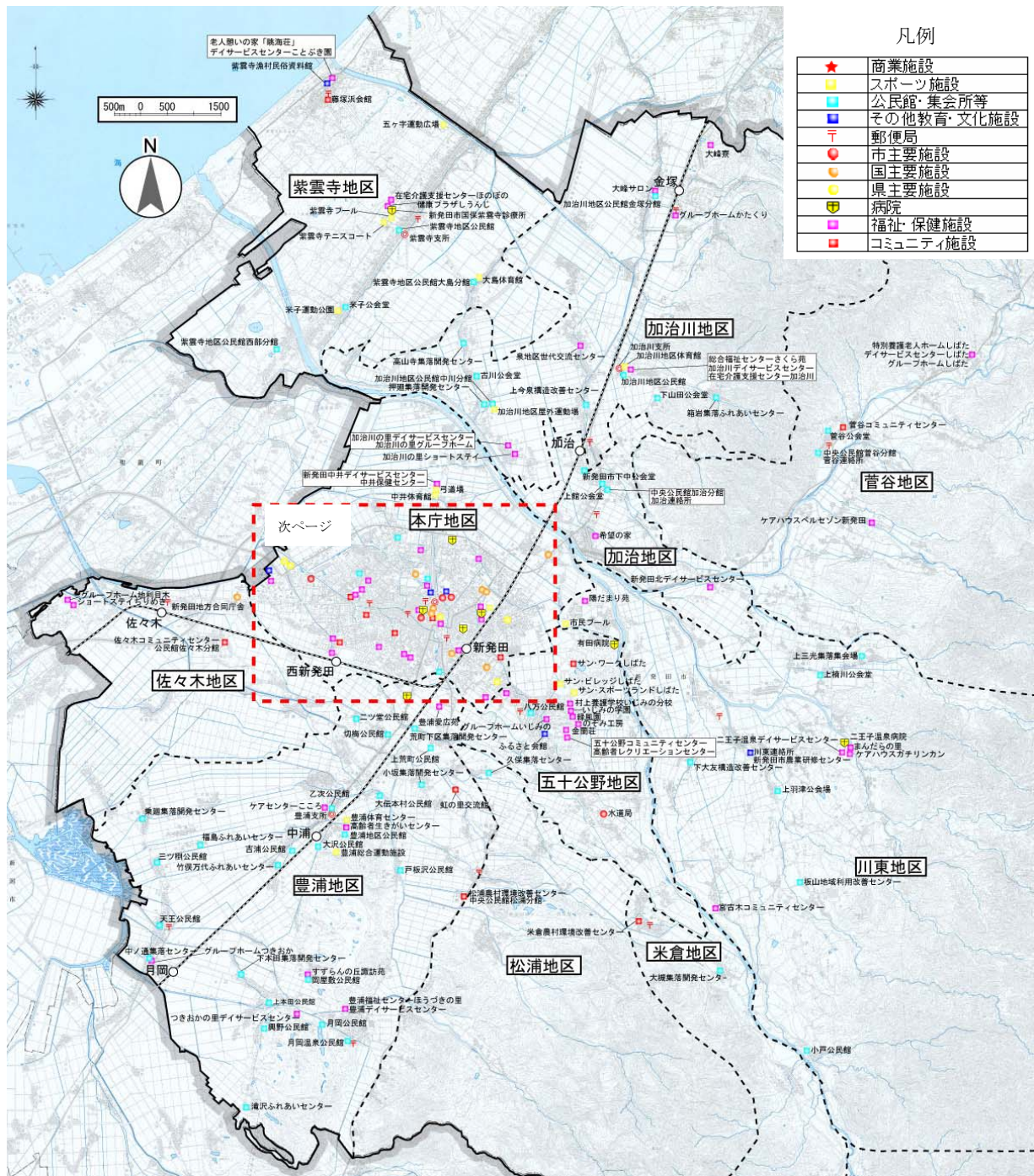


図 公益施設の分布状況

※出典：商業施設：新潟県HP：県内の大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上）一覧(平成21年4月現在)  
 郵便局：日本郵政グループ  
 その他の施設(福祉・保健施設除く)：市のホームページで市内施設電話番号一覧(平成17年)に掲載施設  
 福祉・保健施設：その他の施設の条件に加えて、mapion電話帳に老人ホーム・介護施設として掲載施設



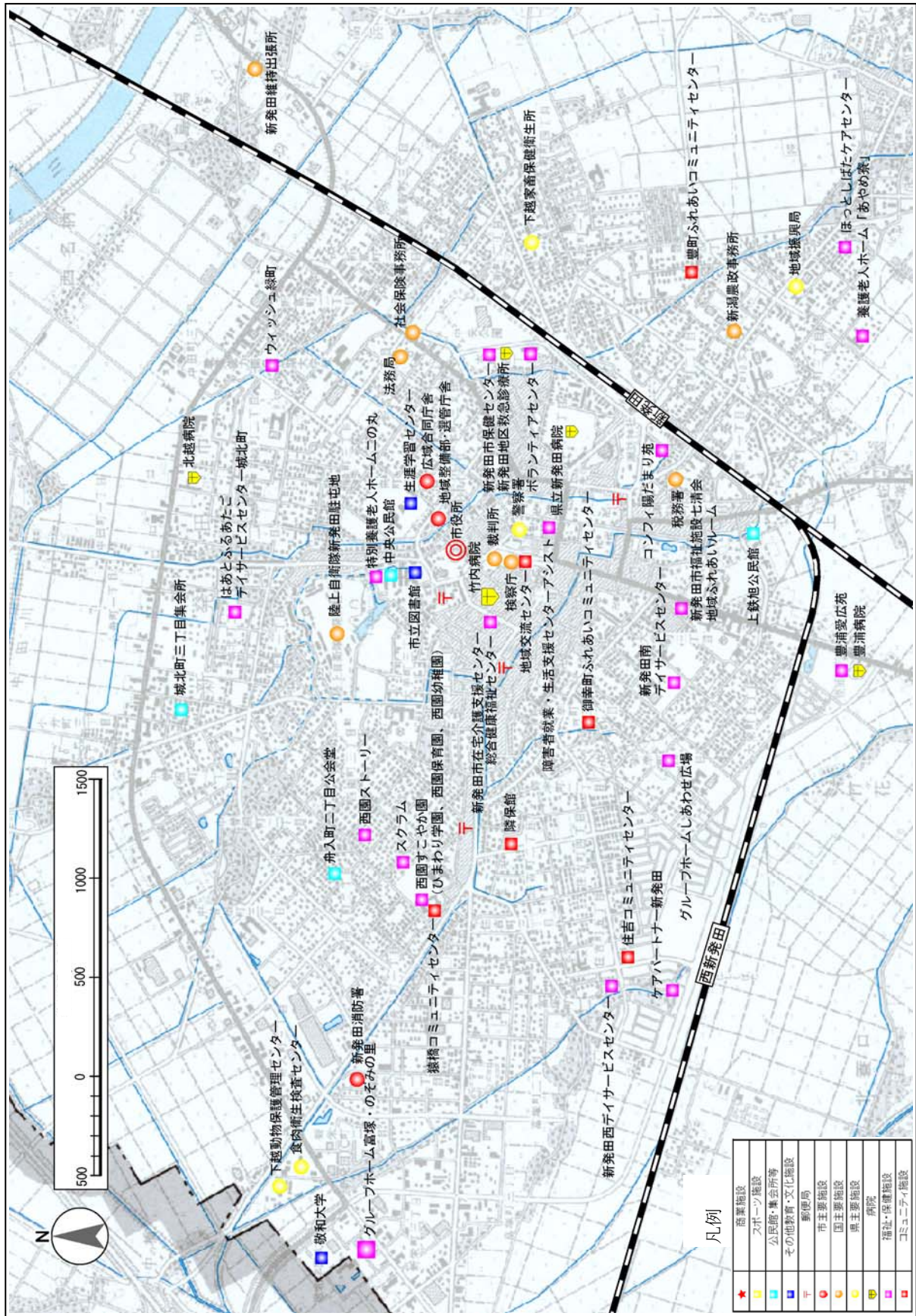


図 公益施設の分布状況（市街地部）

#### (4) 医療施設

新発田市の医療施設は市街地を中心に立地しており、市街地の外への立地は少なくなっています。

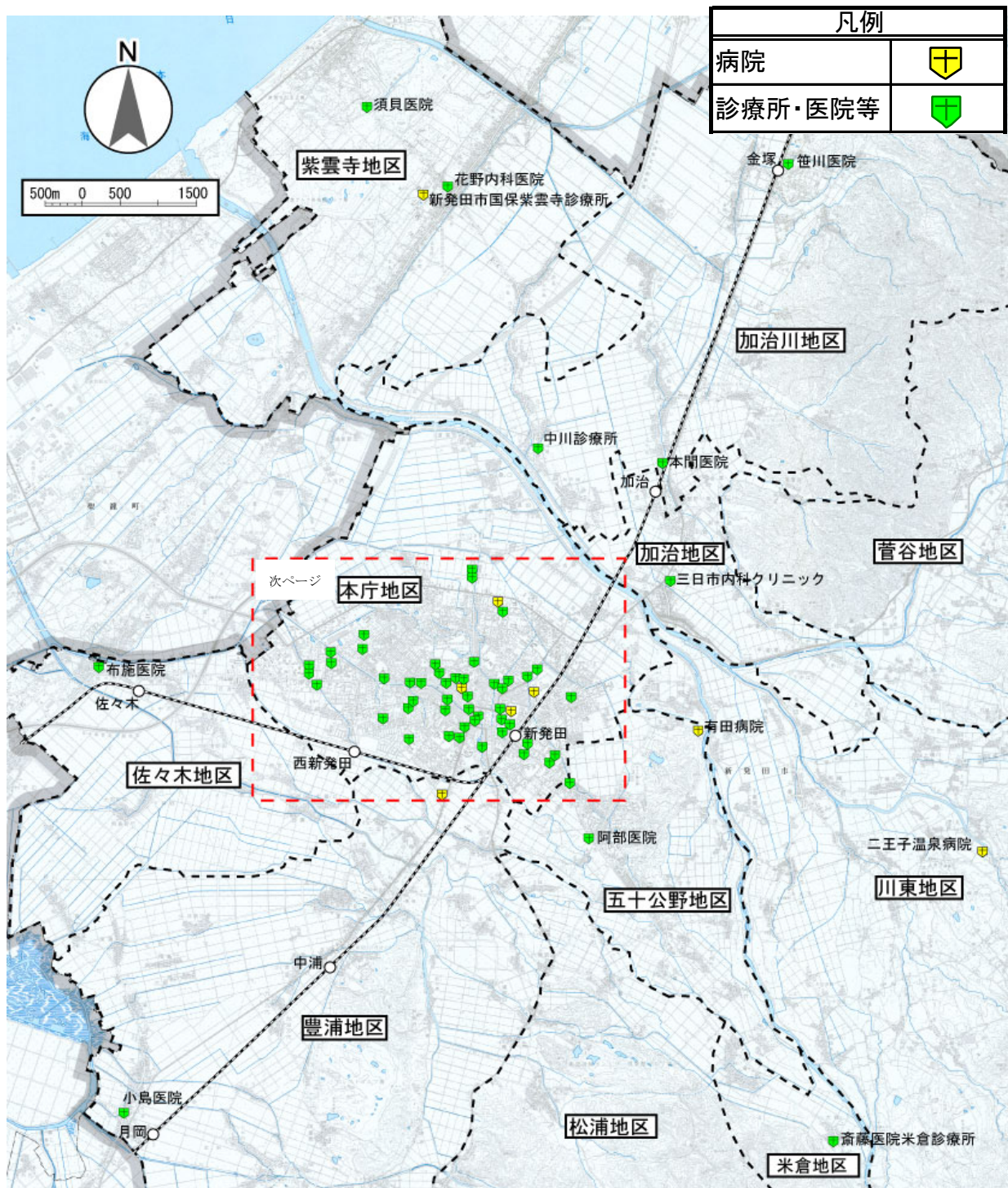


図 医療施設の分布状況

資料：市のホームページで市内施設電話番号一覧(平成17年)に掲載施設





## 2.4 交通

### (1) 道路交通

新発田市の道路網は市街地を中心として、放射状に県道および国道が広がっています。しかし、主要幹線道路に接続する道路網の整備が不十分であること、市外からの来街者に市街地構成がわかりにくいことなど多岐にわたる問題があります。

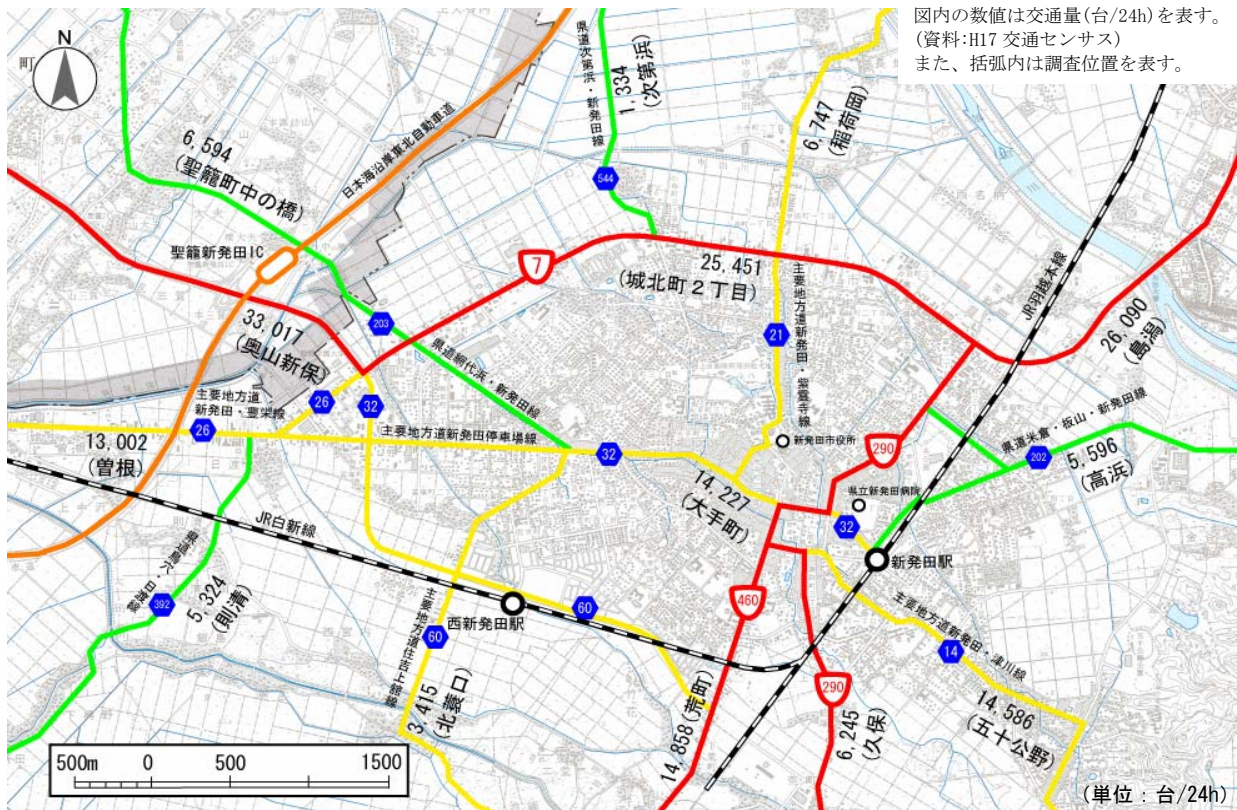


図 市街地周辺の道路網図

### (2) 駐車場

新発田市の市街地内には民営・市営の時間貸し駐車場が点在していますが、路上駐車も目立っている状況です。



図 時間貸し駐車場分布図

出典: 現地調査による

### (3) 公共交通

#### 1) 鉄道

新発田市にはJR羽越本線、JR白新線の2路線が通っています。鉄道駅は7駅あり、そのうち佐々木駅、新発田駅が有人駅で残る5駅が無人駅となっています。

利用者数については、新発田駅では平成12年の乗車人員数が約5,200人であったのに対して平成20年では約4,100人と大きく減少しています。一方、西新発田駅では、土地区画整理事業に伴う宅地開発や平成17年に大型ショッピングセンターがオープンしたことで、乗車人員数に大きな影響を与えていると言えます。

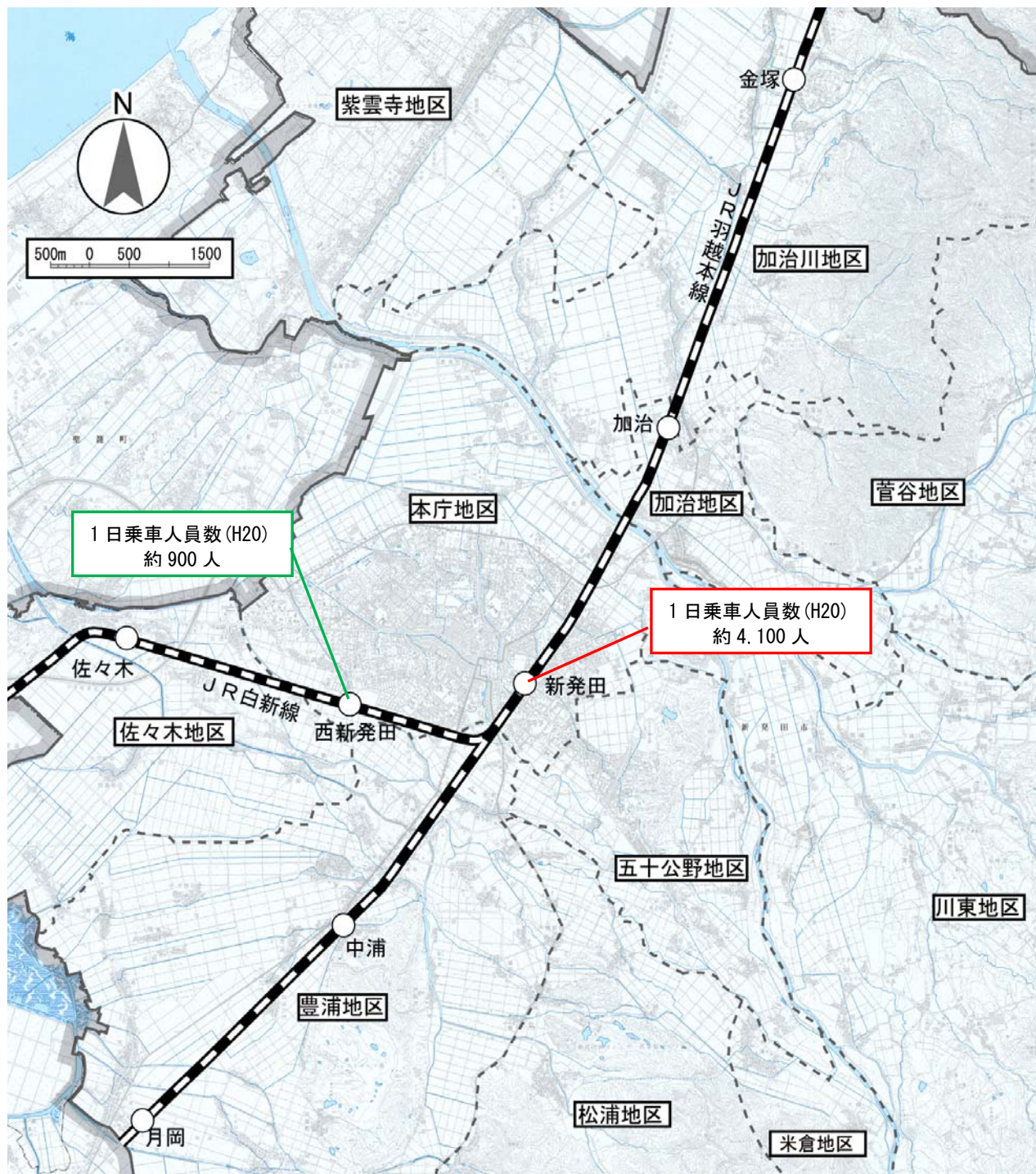


図 鉄道網と利用者数

資料：東日本旅客鉄道株式会社

## 2) バス

新発田市では新発田駅を中心に放射状に路線が広がっています。バスはバス事業者が運行するバス路線に加えて、市街地循環バス、菅谷・加治方面に向かうコミュニティバスが運行されています。

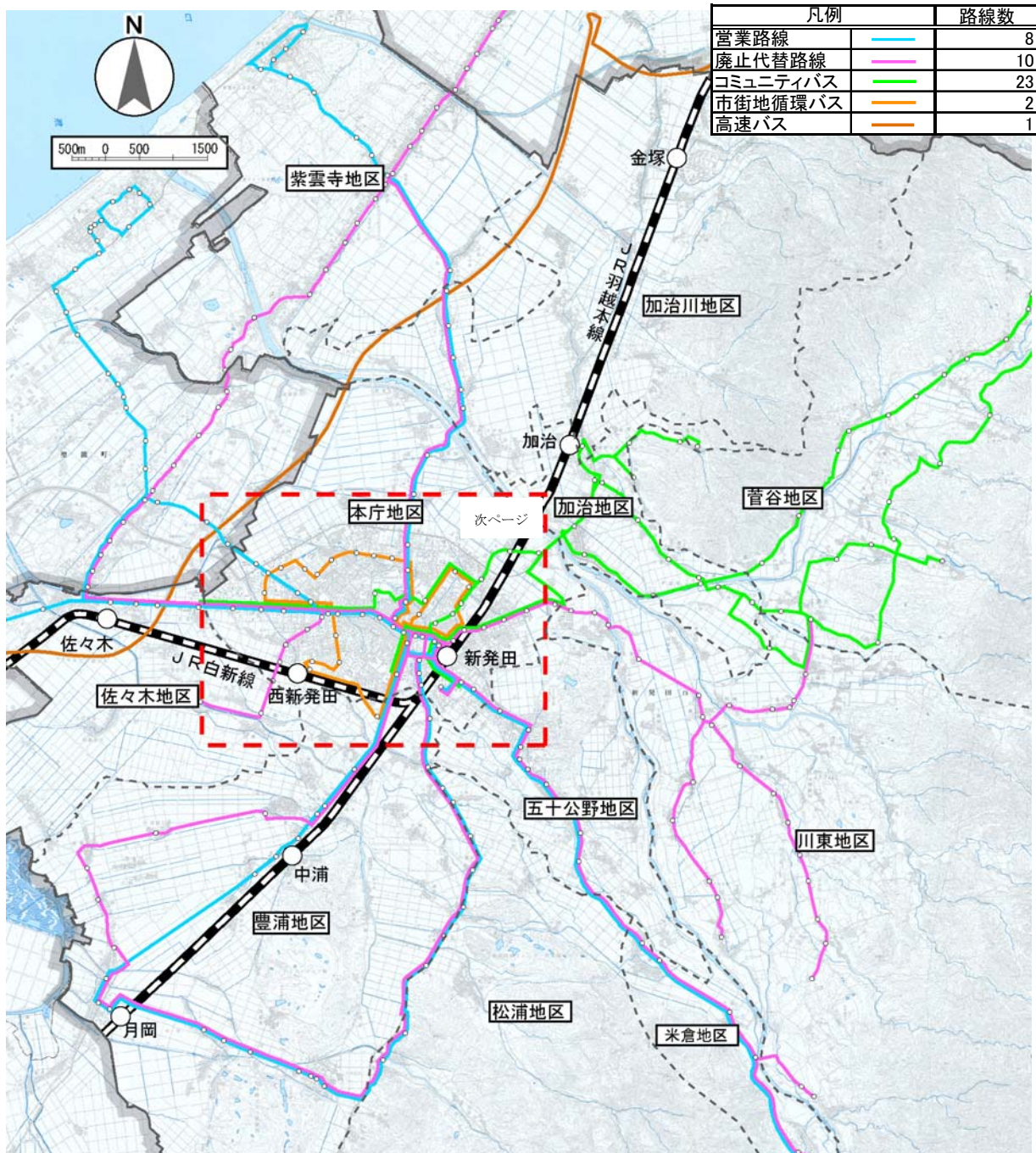
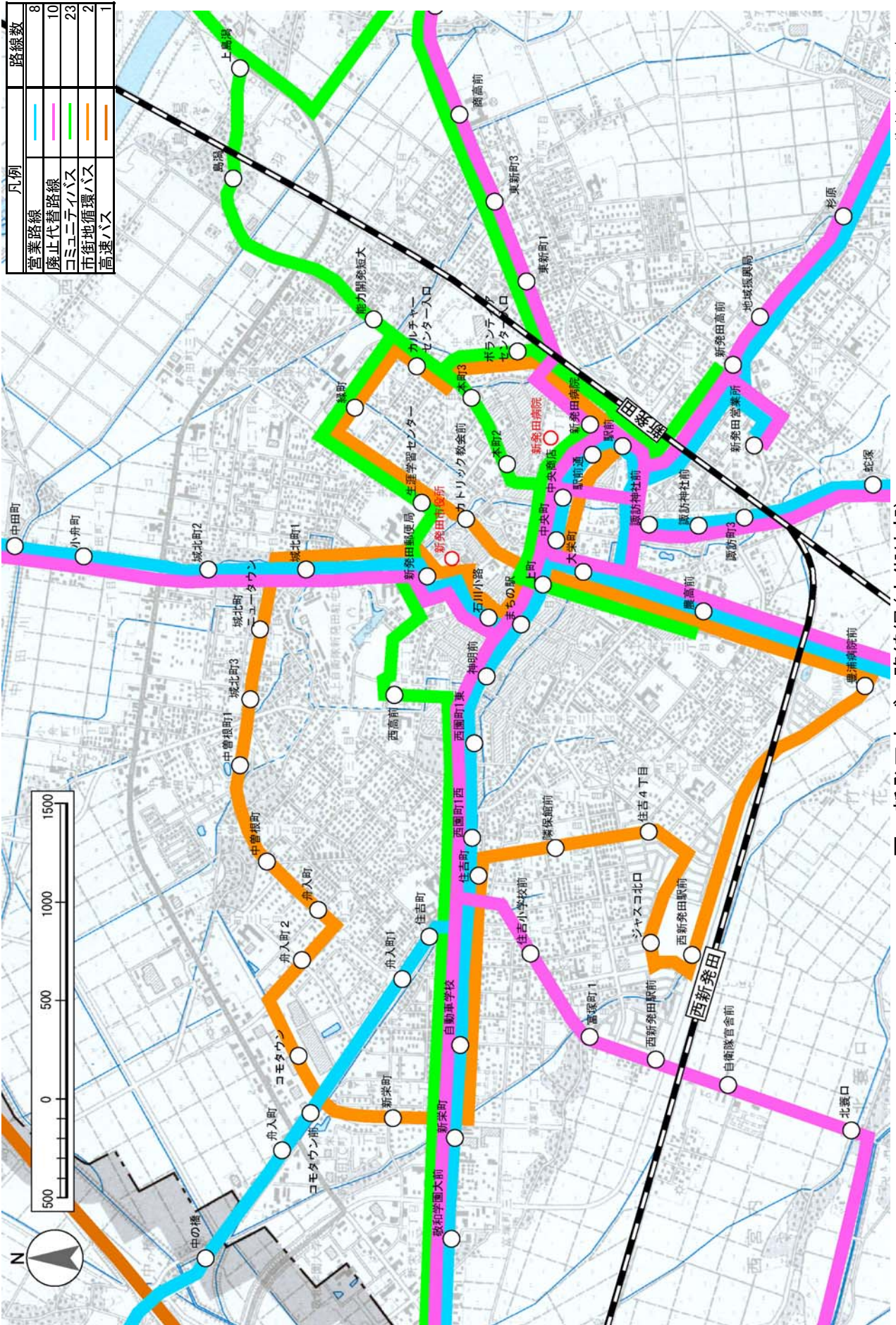


図 新発田市バス路線網

資料：新発田市



資料：新発田市

図 新発田市バス路線網(市街地部)



## 2.5 住民等の移動特性

ここでは、住民や利用者の意向を反映した『新発田市移動等円滑化基本構想』を策定し、また、現状認識や課題、改善内容などを把握するために、意向調査を行いました。

### (1) 調査方法

意向調査は、重点整備地区候補における住民と、同地区内における2つの鉄道駅＝新発田駅、西新発田駅等の利用者に対して、アンケート方式で行いました。

なお、住民については、移動等円滑化のニーズが比較的高いと考えられる高齢者や身体障害者に対して行いました。

#### 【意向調査の方法】

調査対象	【A】住民 (高齢者など)	【B】鉄道駅利用者等 (新発田駅、西新発田駅等)
調査方法	アンケート	アンケート
配布数	1,298 票	700 票
配付方法	郵送配布	直接配布(平日、休日)
回収方法	郵送回収	郵送回収
回収票 ・回収率	647 票 (49.8%)	151 票 (21.6%)
調査事項	1) 日常の目的別外出状況 (頻度、行き先、交通手段) 2) 生活関連施設および生活関連経路 における阻害要因の認識 3) 移動等円滑化に関する認識 (関心、ニーズ) 4) その他、自由意見 5) 属性(住所、年齢、性別、身体障 害者手帳の有無等)	1) 調査日における外出概要 (目的、目的地) 2) 駅周辺地区における阻害要因の 認識 3) 移動等円滑化に関する認識 (関心、ニーズ) 4) その他、自由意見 5) 属性(住所、年齢、性別、身体 障害者手帳の有無等)

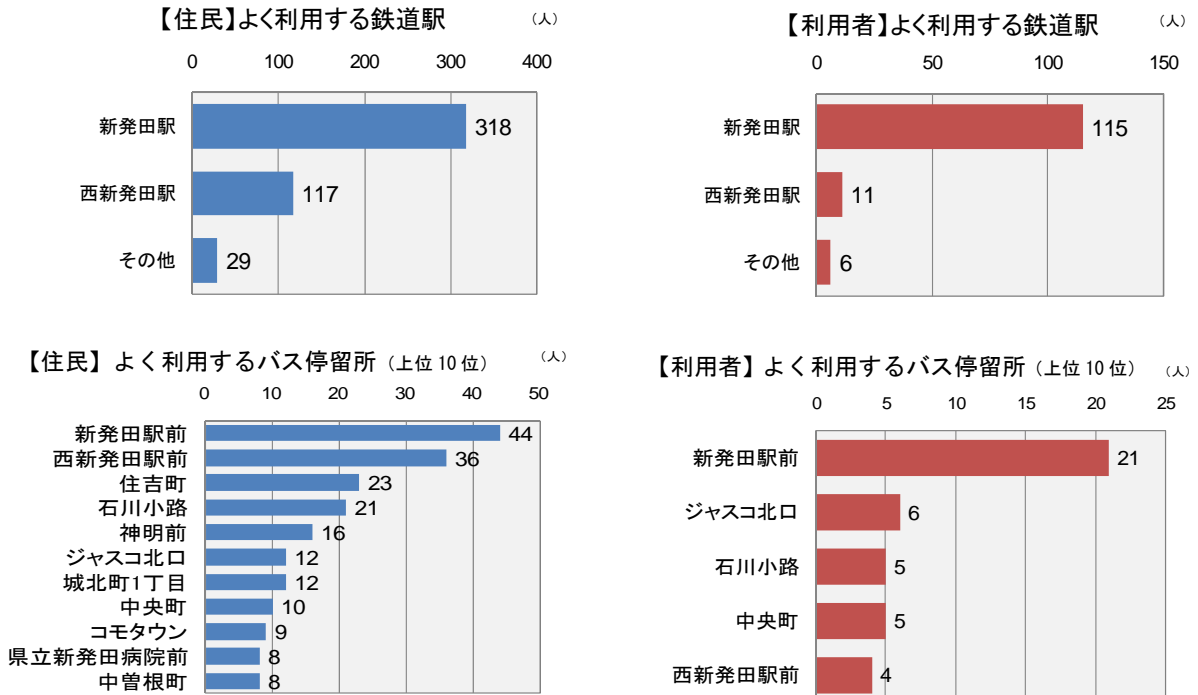
#### 【※住民の選定】

対象地区	下記の小学校区 ◇外ヶ輪小学校区      ◇猿橋小学校区      ◇御免町小学校区 ◇住吉小学校区      ◇東豊小学校区
対象者	対象地区に居住する下記の住民 1 高齢者(60～79歳 → 1,000名) 2 身体障害者(300名) 身体障害者手帳の保有者 (視覚障害、聴覚及び平衡機能障害、肢体不自由、内部)

## (2) 調査結果

### 1) 公共交通機関

利用される交通機関(利用する施設)は新発田駅であり、多くの利用者がいます。また、駅前広場にバスターミナルもあることから、新発田駅前のバス停も多く利用されています。



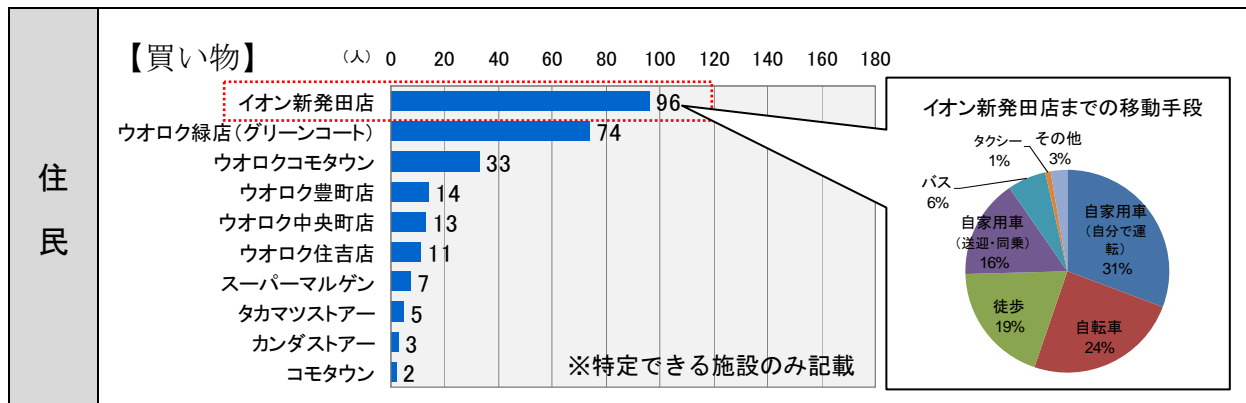
### 2) 目的別利用施設及び移動手段

目的別に、利用する施設がほぼ決まっている状況です。

買い物ではイオン新発田店・ウオロク各店、通院では新発田病院、その他の目的では新発田市役所が、他の施設と比較し、利用が多い状況です。

各施設への利用交通手段は、住民では「自家用車(自分で運転)」が多い中で、徒歩や自転車の利用も多くあります。

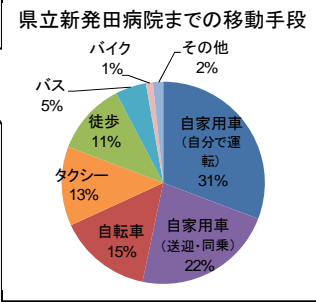
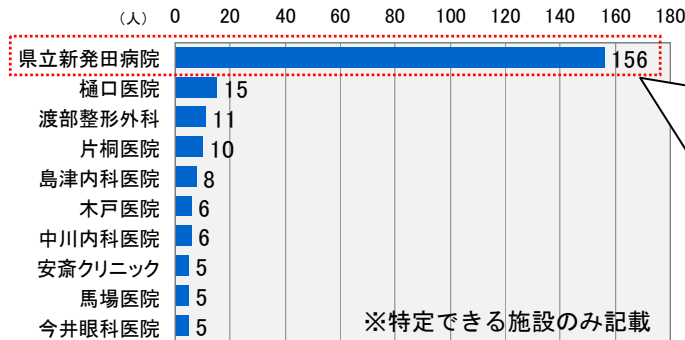
目的別の訪問施設と各々への移動手段



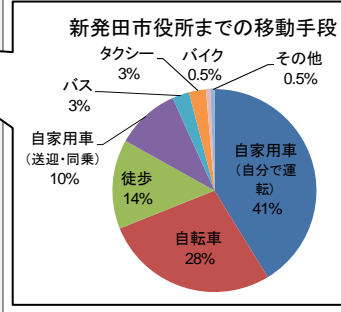
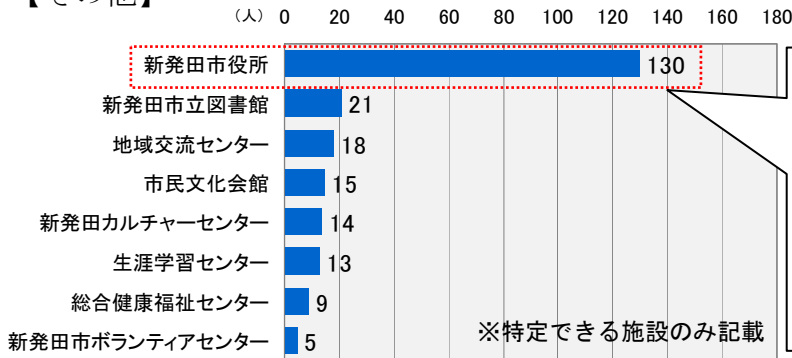
## 目的別の訪問施設と各々への移動手段

住民

### 【通院・リハビリ】

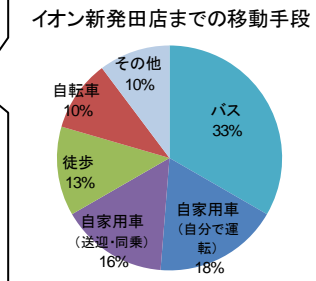
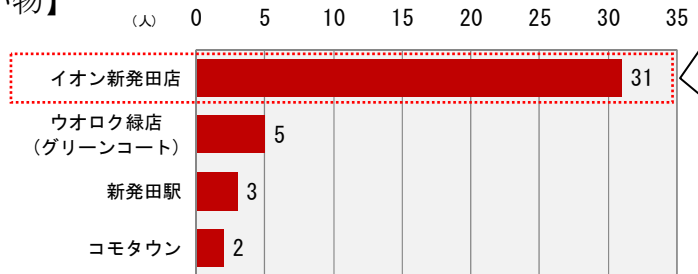


### 【その他】



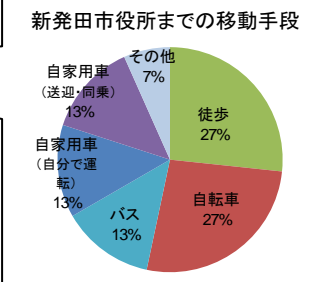
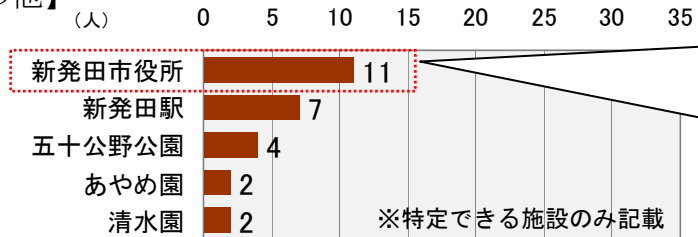
利用者

### 【買い物】



【通院・リハビリ】 特定できる施設は県立新発田病院のみ

### 【その他】



## 2.6 歩行者空間の現状

### (1) 歩道

前項の意向調査によると、現状の歩道について、約 20%の方が「不自由を感じている。」となっています。

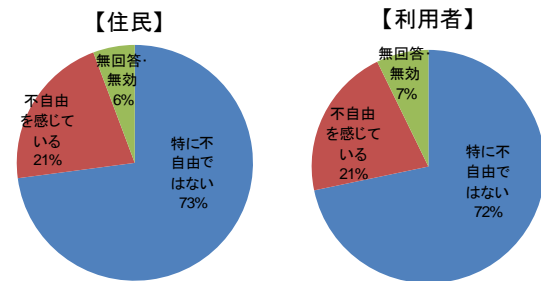
その理由としては、「歩道の段差が多い」ということが、最も多い意見でした。

次ページに示しますが、道路幅員については、新発田駅・西新発田駅周辺の主要な道路では、一部を除き歩道が整備されています。特に新発田駅前、西新発田駅前土地区画整理事業が実施された区域周辺では、歩道幅員が確保されています。

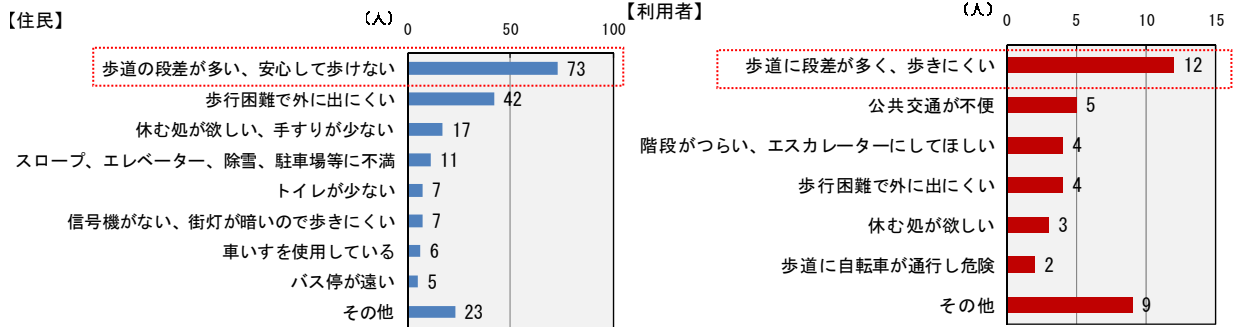
#### 【歩道の現状について】

(単位：人)

項目	住民	利用者
特に不自由ではない	471	109
不自由を感じている	138	32
無回答・無効	37	11
計	646	152

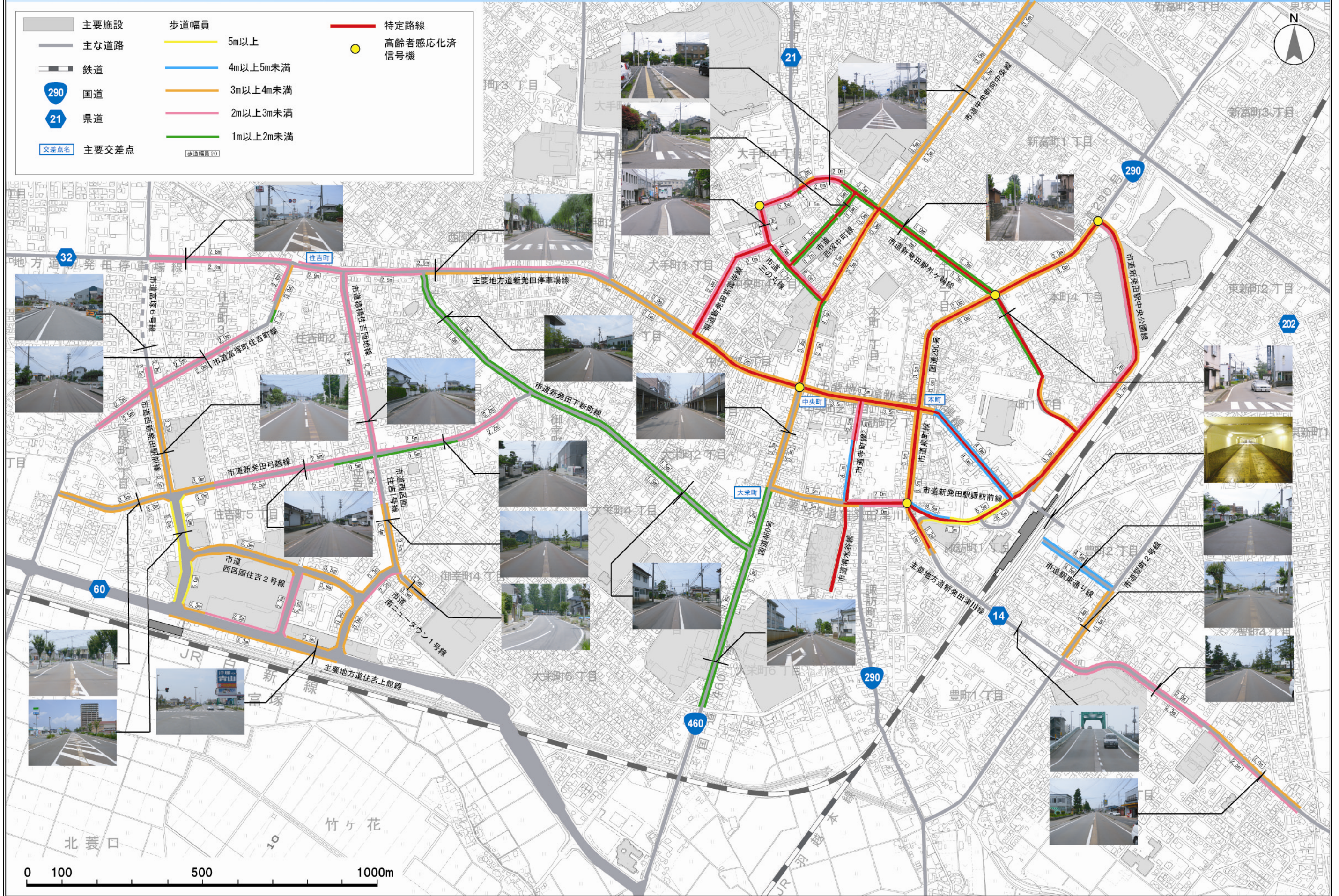


#### 【不自由を感じる理由】



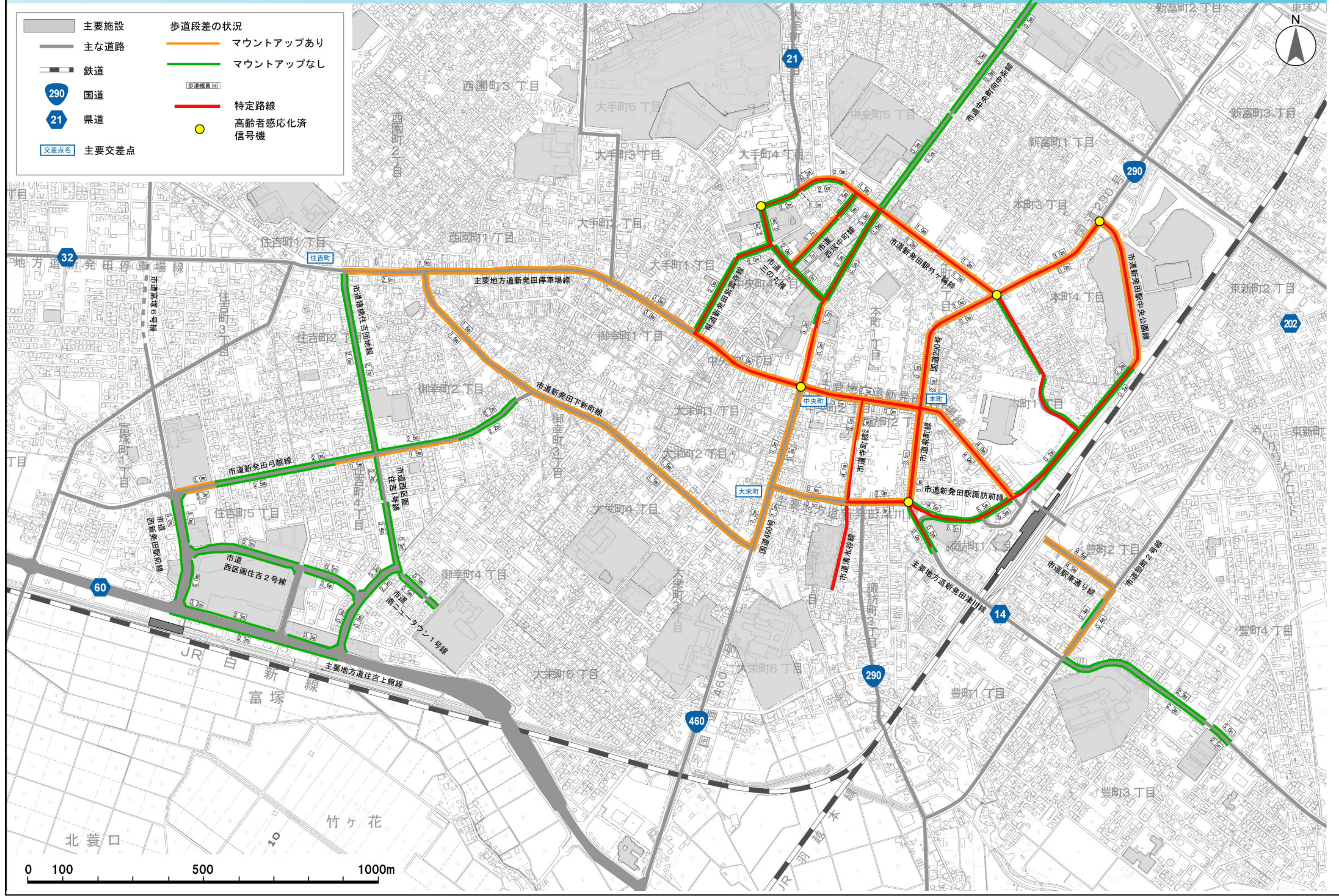
現在の道路状況(幅員)

	主要施設		歩道幅員 5m以上		特定路線 高齢者感応化済 信号機
	主な道路		4m以上5m未満		
	鉄道		3m以上4m未満		
	国道		2m以上3m未満		
	県道		1m以上2m未満		
	主要交差点				



# 現在の道路状況(歩道構造形式)

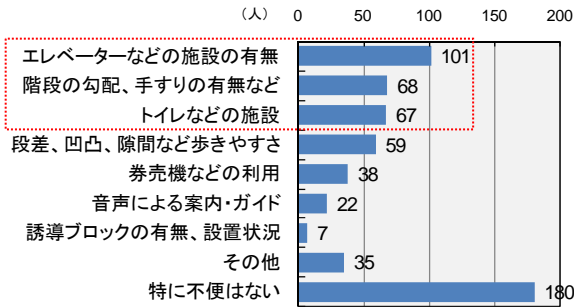
	主要施設		歩道段差の状況
	主な道路		マウントアップあり
	鉄道		マウントアップなし
	国道		歩道幅員(m)
	県道		特定路線
	主要交差点		高齢者感応化済信号機



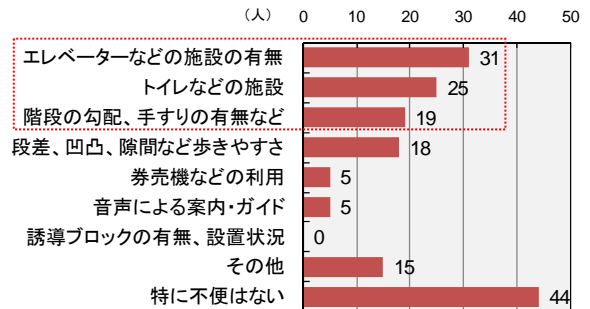
## (2) 交通結節点

前項の意向調査によると、交通結節点で不便に感じていることは、「鉄道駅」では「エレベーターなどの施設の有無」、「階段の勾配・手すりの有無など」、「トイレなどの施設」が上位になっています。一方、「バス停」では「運行時間・運行本数」、「ベンチなどの休憩施設」、「車両の低床化」が上位になっています。

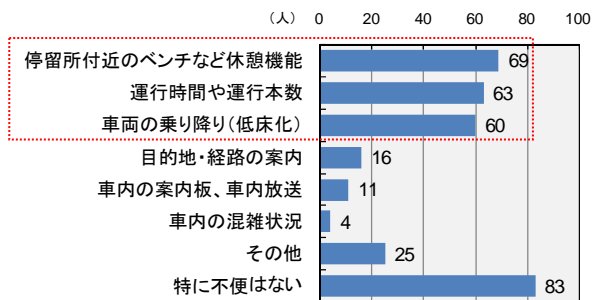
【住民】鉄道駅で不便に感じる事



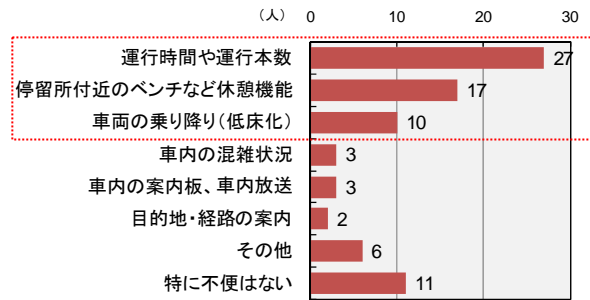
【利用者】鉄道駅で不便に感じる事



【住民】バス停で不便に感じる事



【利用者】バス停で不便に感じる事



### (3) バリアフリー化の現状

新発田市では、「新発田駅前・中心市街地活性化地区移動円滑化基本構想」にもとづき、バリアフリー化を進めています。

#### 1) 新発田駅前・中心市街地活性化地区移動円滑化基本構想 重点整備区域内

##### ■新発田駅・西口駅前広場

(歩道幅員：-)

(歩道構造形式：マウントアップ)



##### ■県道新発田紫雲寺線 (歩道幅員：2.0m)

(歩道幅員：4.5m)

(歩道構造形式：セミフラット)



##### ■市道新発田駅諏訪前線

(歩道幅員：4.5m)

(歩道構造形式：セミフラット)



##### ■市道三の丸線

(歩道幅員：2.0m)

(歩道構造形式：セミフラット)



##### ■交通弱者に対応した信号機

(高齢者・感応化された信号機)

高齢者が、信号機に設置されているボタンを押すことにより、歩行者用信号の青時間が延長されます。





## 2) 新発田駅前・中心市街地活性化地区移動円滑化基本構想 重点整備区域外

重点整備区域内はバリアフリー化が進んでいる中で、重点整備区域外は「区画整理」などで整備された以外は、バリアフリー化がされにくい状況です。

- 国道 460 号〔新発田南高校付近〕  
(歩道幅員：1.3～1.5m)  
(歩道構造形式：マウントアップ)



- 市道新発田弓越線〔住吉町 4 丁目付近〕  
(歩道幅員：2.5m)  
(歩道構造形式：マウントアップ)



- 市道新発田下新町線〔大栄町 2 丁目付近〕  
(歩道幅員：1.5m)  
(歩道構造形式：マウントアップ)



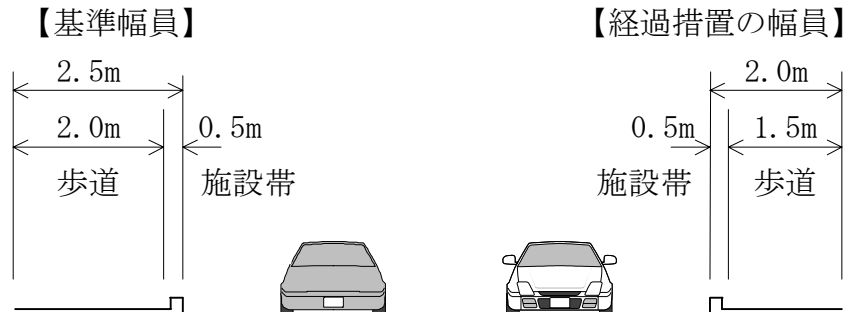
- 市道西新発田駅前線〔区画整理地内〕  
(歩道幅員：5.0m)  
(歩道構造形式：セミフラット)



■参考：歩道幅員について

(1) 基準幅員と経過措置の幅員

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18.12.19）



【基準幅員】：法律に定められている道路の構造に関する基準幅員

【経過措置の幅員】：法律に定められているやむを得ない場合において使用できる経過措置の幅員

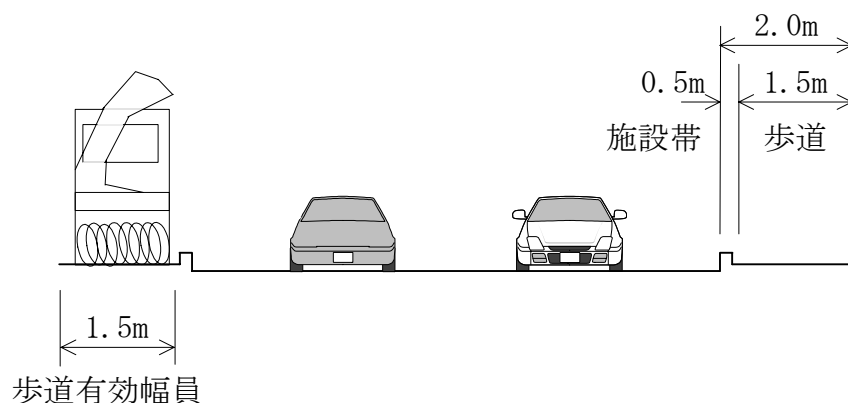
(2) 機械除雪に必要な歩道幅員

「道路構造令の運用と解説」では冬期歩道の有効幅員は 2.0m（望ましい値）とされていることや、現状の歩道用除雪機械は除雪幅員が 1.0～1.3m であることから、最小幅員は経過措置に該当する幅員となる。

※ここでは、最小幅員を示すものであり、堆雪幅を考慮すると更に歩道幅員が必要となる。

【機械除雪を考慮した幅員】

【経過措置の幅員】



### 3 上位計画・関連計画

#### 3.1 上位計画

基本構想は、新潟県および新発田市の下記計画と整合を取りながら策定します。

分野	計画名称
総合	1) 新発田市：新発田市まちづくり総合計画 基本構想(改訂版)、H18. 2 2) 新発田市：新発田市まちづくり総合計画 中期基本計画、H18. 3
医療・福祉	3) 新潟県：新潟県障害者計画、H18. 3 4) 新発田市：新発田市高齢者保健福祉計画、H18. 3
公共交通	5) 新発田市：新発田市地域公共交通総合連携計画、H21. 3
建設・土木	6) 新発田市：新発田市都市マスタープラン(改訂版)、H19. 12 7) 新発田市：新発田市まちづくり交通計画、H14. 10
その他	8) 新発田市：新発田市景観計画、H20. 3

注) 上記以外の計画でも必要に応じて整合をとります。

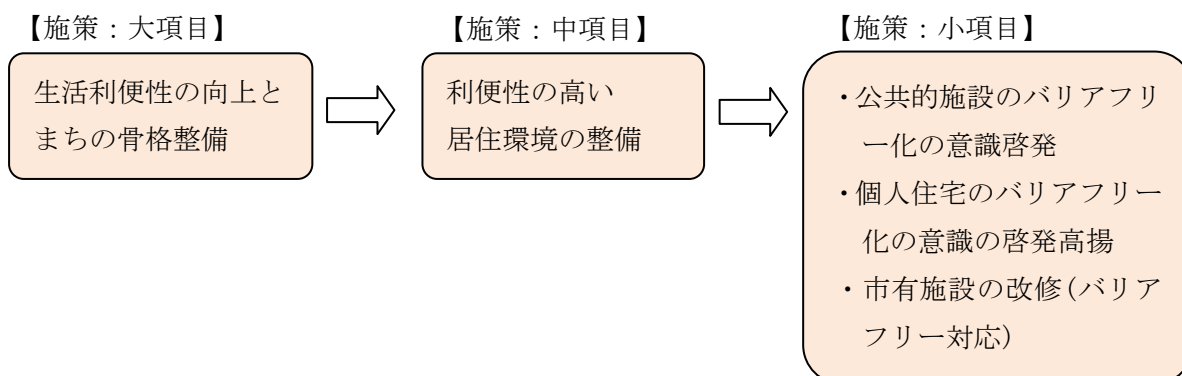
#### (1) 新発田市まちづくり総合基本構想(平成 18 年 2 月)

##### 新発田市まちづくり総合計画中期基本計画(平成 18 年 3 月)

##### 【目標年次：平成 27 年】

新発田市まちづくり総合計画では、「愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造」を基本理念とし、「市民の暮らしを守り支える安心・安全のまちづくり」を4つの基本目標の一つとして定めています。

施策の中で、「生活利便性の向上とまちの骨格整備—利便性の高い居住環境の整備」では、公共的施設のバリアフリー化の意識啓発など、住民生活におけるバリアフリー化の促進を目指しています。また、市有施設のバリアフリー化の対応率が低いという現状から、平成 22 年までに市有施設のバリアフリー対応率を 14%(平成 17 年度では 9.1%)まで上昇させることを数値目標として設定しています。



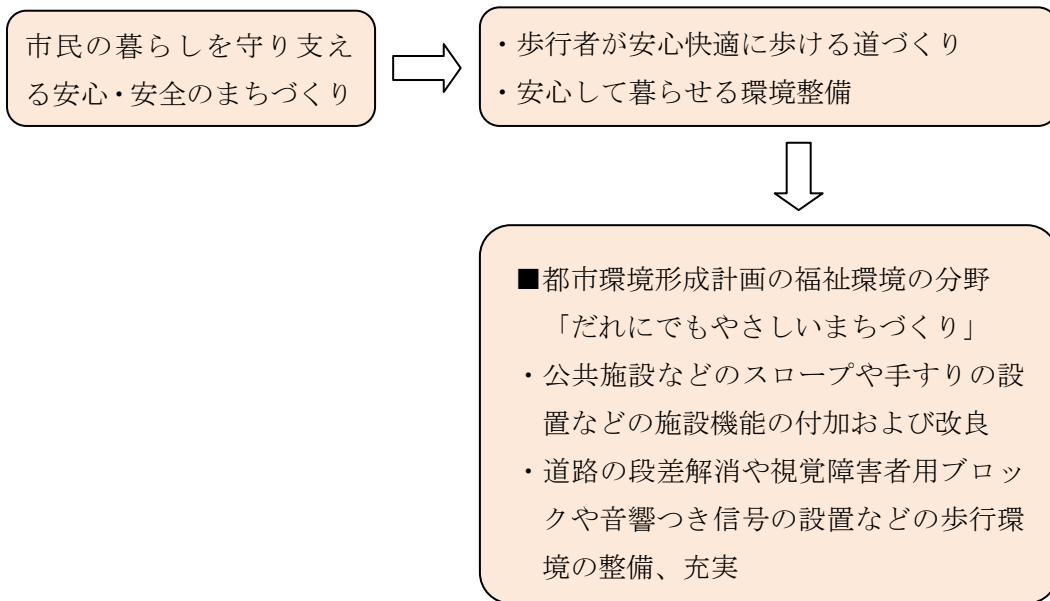
## (2) 新発田市都市マスタープラン改訂版(平成 19 年 12 月)

### 【目標年次：平成 27 年】

新発田市都市マスタープランでは基本方針の一つとして、「市民の暮らしを守り支える安心・安全のまちづくり」を定めており、歩行者が安心快適に歩ける道づくりを進め、安心して暮らせる環境整備を目指しています。

分野別まちづくり方針では、「都市環境形成計画」の「福祉環境」分野において、ユニバーサルデザインの観点から、誰もがより利用しやすい各種都市施設の整備を進めることを目指しています。

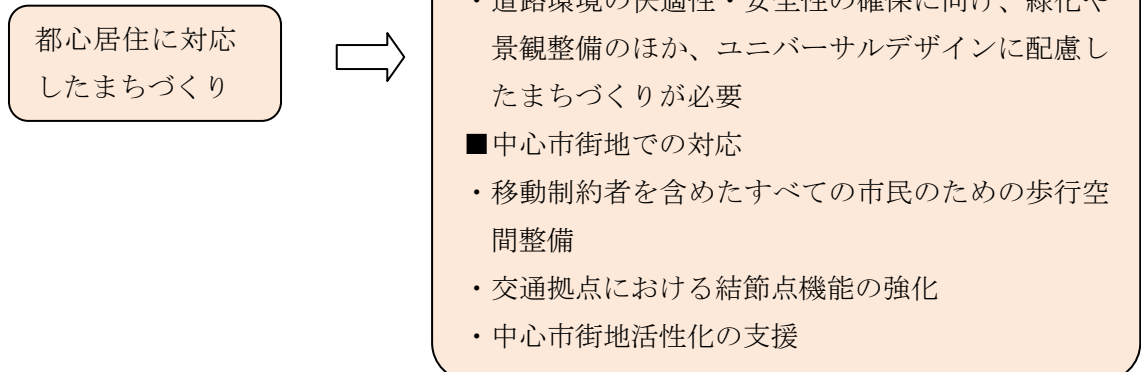
### 【まちづくり基本方針】



## (3) 新発田市まちづくり交通計画(平成 14 年 10 月)

計画の前提となる基本的な方向として、高齢化の進行にあわせて、市街地に暮らすことの利便性を考慮して「都心居住」に対応したまちづくりを推進することを目指しています。また、中心市街地を対象に3つの目的を定め、円滑な移動環境を整えていくこととしています。

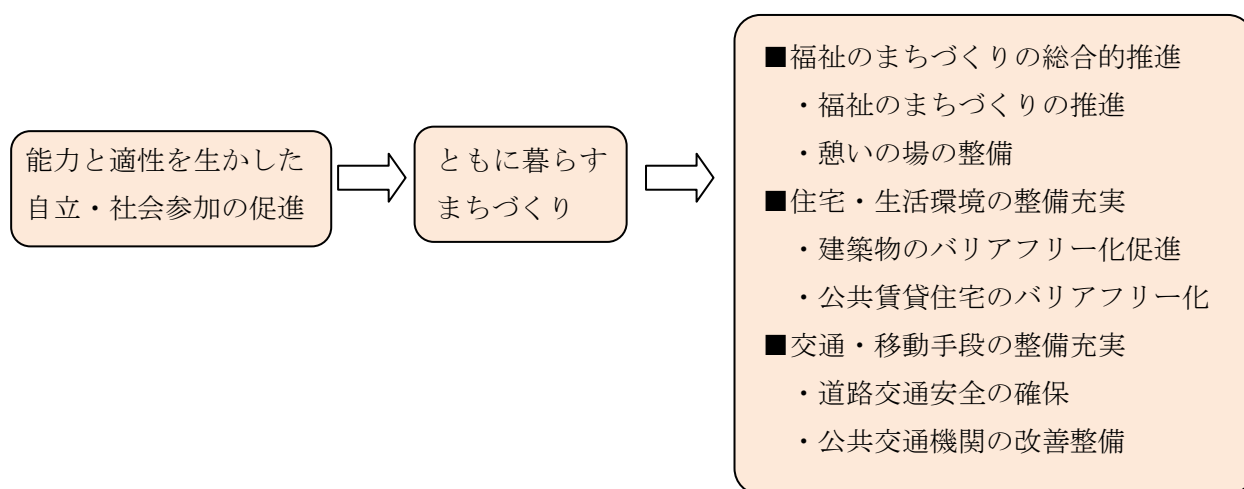
### 【計画の基本的な方向】



#### (4) 新潟県障害者計画(平成18年3月)

「障害のある人もない人もお互いの個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」を基本理念とし、4つの基本方針の一つとして、「能力と適性を生かした自立・社会参加の促進」を定めています。

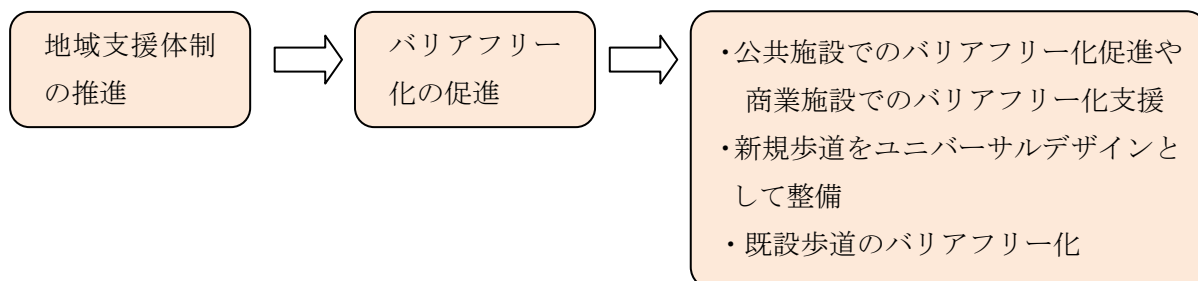
その施策の中で、「ともに暮らすまちづくり」では、「福祉のまちづくりの総合的推進」、「住宅・生活環境の整備充実」、「交通・移動手段の整備充実」を定め、すべての人にとって暮らしやすい街づくりを目指しています。



#### (5) 新発田市高齢者保健福祉計画(平成18年3月)

計画では3つの基本目標の一つとして「地域支援体制の推進」を定め、市民と共に進める福祉社会の基盤づくりを推進しています。

その中の施策のうち、高齢者の生活環境の整備では「バリアフリー化の促進」を定め、公共施設などのバリアフリー化支援や歩道のユニバーサルデザインによる整備を進めています。



## 3.2 関連計画

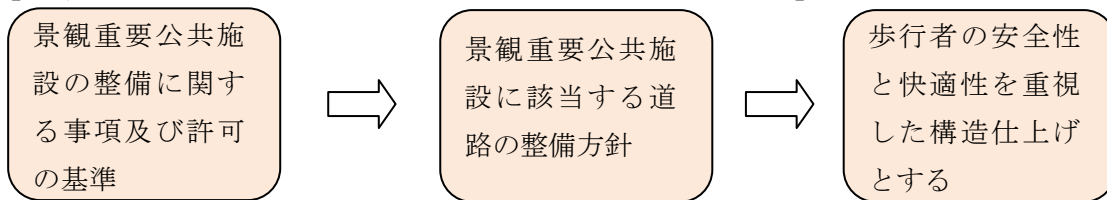
### (1) 新発田市景観計画(平成 20 年 3 月)

景観計画では、計画コンセプトを「城下町の歴史文化と豊かな自然を守り、活かし、作る 市民共創の景観まちづくり」とし、市民・事業者・行政の共創による景観まちづくりを定めています。

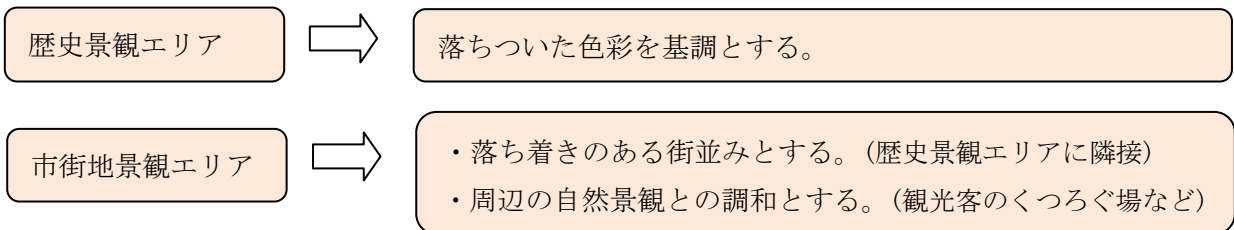
その中で、「景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可の基準」では、景観重要公共施設に該当する道路の整備方針について、「歩行者の安全性と快適性を重視した構造仕上げとする」と定められています。

また、良好な景観形成に関する方針に「色彩」を定めており、「歴史的景観を持つエリアでは、落ち着いた色彩を基調とする。」とされています。一方、市街地景観エリアでは歴史的景観エリア等との隣接状況により「色彩」が定められています。

#### 【景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可の基準】



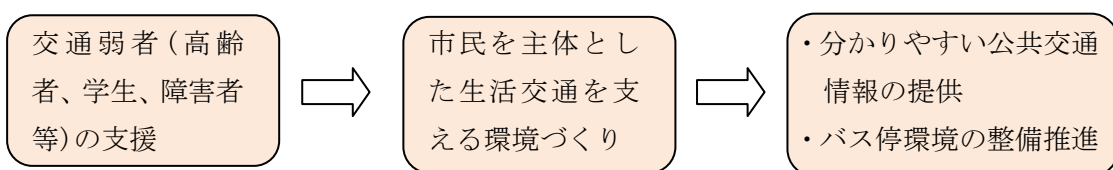
#### 【景観形成の方針（色彩）】



### (2) 新発田市地域公共交通総合連携計画(平成 21 年 3 月)

「わかりやすく・使いやすく・持続可能な公共交通体系の構築」を計画の基本方針とし、課題の一つとして「交通弱者(高齢者、学生、障害者等)の支援」を定めています。

高齢者や障害者などが自立した日常生活を送るために、基本目標のうち「市民を主体とした生活交通を支える環境づくり」では「分かりやすい公共交通情報の提供」や「バス停環境の整備推進」を定めています。



## 4 課題

現状分析結果などから、基本構想の作成にあたっての課題を以下のとおりに整理します。

### ■背景

#### ●新発田市を取り巻く社会情勢の変化

- 少子高齢化社会の進展
- 新発田駅前土地区画整理事業の実施
- 西新発田駅前土地区画整理事業の実施
- 県立新発田病院の移転

### ■現状

#### ●人口・世帯など

- ・高齢化率は24%を超え、年々高齢化が進行しています。
- ・中心市街地に教育施設が多く立地し、通学人口が集中しています。
- ・生活交通圏の拡大により新潟市の通勤圏となっています。

#### ●土地利用・建物

- ・商業系土地利用は中心部と郊外に二分化し、中心商業の衰退が顕著であります。
- ・中心市街地に主要な公共公益施設が集中して立地しています。
- ・中心市街地にも清水谷地区や、新発田城など観光施設があります。

#### ●道路

- ・旧基本構想の重点整備地区、特定路線ではバリアフリー化が進んでいます。
- ・区画整理事業が行われた地区の道路は特定路線でなくてもバリアフリー化が行われています。
- ・市街地部での道路の拡幅は、沿道に家屋が建ち並んでおり困難です。

#### ●交通実態

- ・新発田駅の1日当たり乗車人員は平成20年度で約4,100人、西新発田駅の乗車人員は約900人です。
- ・バス交通は利用が少ないですが、その中でも比較的利用が多い地域は、駅や商店街などです。
- ・中心市街地内の交通経路は、商店街や公共施設、学校を結ぶ動線が主動線であります。
- ・駐車・駐輪対策が求められています。

### ■アンケート結果

#### ●利用施設について

- ・利用施設は、買い物目的では「イオン新発田店」、通院・リハビリ目的では「県立新発田病院」、その他公共公益施設に向う場合は「新発田市役所」と、概ねの目的地がほぼ決まっています。
- ・施設までの交通手段は、「自家用車を自分で運転する」方が30～40%いますが、自転車・徒歩も多くあります。
- ・自動車以外の交通手段で買い物する場合、周辺の商業施設（ウオロク等）が多い中で、西新発田駅周辺（イオン）に向う人もいます。
- ・新発田駅・西新発田駅は交通結節点として、「駅」「バス停」とも利用されています。

#### ●道路空間について

- ・道路空間に不自由を感じている方は、約20%です。
- ・不自由を最も感じている部分は、「歩道の段差が多い、安心して歩けない。」となっています。

#### ●交通結節点への改善要望

- 「駅」の改善要望  
「エレベーターなどの施設の有無」、「階段の勾配・手すりの有無など」、「トイレなどの施設」が上位です。
- 「バス停」の改善要望  
「運行時間・運行本数」、「ベンチなどの休憩施設」、「車両の低床化」が上位です。

### ■上位計画によるバリアフリーの位置づけ・方向性

#### ●新発田市まちづくり総合計画基本構想

- 利便性の高い居住環境の整備

#### ●新発田市都市マスタープラン

- 歩行者が安心快適に歩ける道づくり
- 安心して暮らせる環境整備

#### ●新発田市まちづくり交通計画

- 移動制約者を含めたすべての市民のための歩行空間整備
- 交通拠点における結節点機能の強化
- 中心市街地活性化の支援

#### ●新潟県障害者計画

- 福祉のまちづくりの総合的推進
- 住宅・生活環境の整備充実
- 交通・移動手段の整備充実

#### ●新発田市高齢者保健福祉計画

- 公共施設でのバリアフリー化促進や商業施設でのバリアフリー化支援
- 新規歩道をユニバーサルデザインとして整備
- 既設歩道のバリアフリー化

#### ●新発田市景観計画

- 歩行者の安全性と快適性を重視した道路構造

#### ●新発田市地域公共交通総合連携計画

- 分かりやすい公共交通情報の提供
- バス停環境の整備推進

### ■整備課題

#### 【新発田市全域での課題】

- 歩行者、自転車に配慮した施設及び空間の整備・改善
- 公共交通と道路との連携による市街地内の交通体系の確立

#### 【調査対象区域での課題】

- 中心市街地の活性化支援
  - ・バリアフリー化された道路のネットワークの拡大
  - ・移動しやすい環境の向上
  - ・住民・来訪客のニーズ対応 等
- 駅前広場の拠点性、利便性の向上
  - ・駅舎の改良
  - ・公共交通車両の改善 等
- 交通環境の総合的な取り組み
  - ・交通安全対策 等

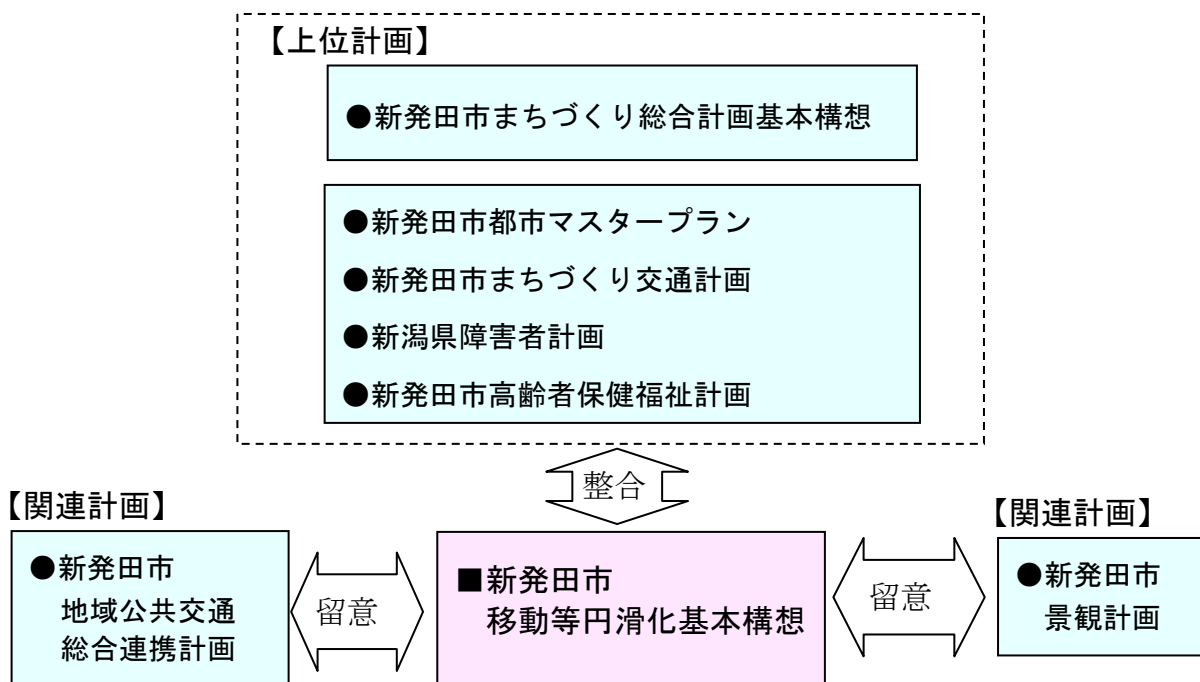
# 5 基本構想

## 5.1 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

### (1) 基本構想の位置づけ

本基本構想はバリアフリー新法第 25 条の規定された、市町村が策定する「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」です。

本基本構想は、上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」をはじめとする関連計画を踏まえ、位置づけを以下のようにします。



基本構想の位置づけ



## (2) 構想の期間

総合計画等でも計画期間としている概ね10年間を構想の期間とし、平成30年までとします。

## (3) 基本構想を策定する背景・理由

急速な高齢化の進行やノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念が社会に浸透する中、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年5月に「交通バリアフリー法」が公布され、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区におけるバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進が制度化されました。

これを受け、新発田市では平成15年1月に、新発田駅前を中心とした快適かつ利便性の高い歩行環境や公共交通の円滑な利用促進を図るため、「新発田駅前・中心市街地活性化地区 移動円滑化基本構想」を策定し、バリアフリーに関する事業を実施してきました。

しかしながら、近年新発田市では、新発田駅前周辺において土地区画整理事業等により駅前広場や道路整備が実施されるとともに、県立新発田病院が移転するなど、前提となる道路網や施設立地状況が大きく変化しています。一方、駅舎が移転した西新発田駅前周辺においても、駅前広場の整備をはじめ、大規模商業施設の立地や宅地開発が進展するなど、不特定多数の方が利用する施設が整備されています。

このような中、平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行されました。

これらの動向を踏まえ、「バリアフリー新法」に基づき“新発田駅前周辺地区の更新・補足・修正検討”と“西新発田駅前周辺地区の追加検討”を行い、高齢者・障害者等の移動等円滑化に関する『新発田市移動等円滑化基本構想』を策定します。

※ノーマライゼーション・・・障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、一緒に助け合いながら社会生活を共にするのが正常な社会の姿であるとする考え方

## (4) 重点整備地区の特性

重点整備地区は、新発田市における公共交通の要衝である新発田駅を含んでおり、土地区画整理事業等を実施し、商業施設・公共公益施設・医療施設などの集積も高く、新潟県北部の「中心都市」の中心部として、今後更に発展が期待される地区です。

## (5) 移動等円滑化の基本的考え方

### 1) 整備方針

重点整備地区内における活動の利便性を高めるためには、建築物や道路などの空間内の物理的な障壁を取り除き、安全で利用しやすい環境を提供することが求められています。

また、道路は自動車あるいは自転車・歩行などの多様な手段によって移動する際の空間となることから、移動時の「障壁(バリア)を取り除き(バリアフリー)、円滑な環境を整える」ことは不可欠な条件といえます。

以上のことから、駅を中心として地区の一体化を図るとともに、地区に点在する主要施設との有機的な歩行者交通ネットワークを形成するため、当該地区の基本方針を以下に掲げます。

### ■基本方針

#### ①「誰もが歩いてみたい歩行空間」の整備

- 誰もが平等という観点に立って、主として歩行による手段で中心市街地内における生活活動が可能となる環境を形成します。
- その上で、高齢者・障害者などの外出希望の意欲を増進し、機会数の増加並びに行動範囲の拡大と連続移動の推進に対して、道路交通機能面及び歩く喜びを感じさせる面から支援します。
- 特に主要な交通結節点である新発田駅と、西新発田駅を拠点として、商業・医療・福祉、その他公共サービス施設などへ、自家用車以外の手段を用いて安全かつスムーズに移動できるような歩道空間を整備します。
  - ・歩道：安全・安心して歩ける歩道幅員確保、傾斜・横断勾配を改善、視覚障害者用誘導ブロックの設置
  - ・信号：音響信号機、高齢者など感応式信号などの設置
  - ・サイン：見やすく、分りやすい歩行者案内標識の設置
  - ・照明：夜間においても安全、安心して歩ける照明の設置
  - ・景観：良好な景観整備による快適性の向上
  - ・移動手段の向上：日常的モビリティを支える交通環境を整備し、高齢者・障害者などの移動及び中心市街地の活性化を支援します。

#### ②交通拠点における結節点機能の強化

- 新発田駅は複数の交通手段が集まる交通結節点であり、西新発田駅も商業施設が隣接していることから、多くの人々に利用されます。駅構内をはじめ、他の交通手段の乗換えや、駅前広場、駐輪場、建築物などの関連する施設も含めた総合的な空間のバリアフリー化を進めます。
- バス乗降場の駅前集約により利便性を向上させるとともに、バス停前歩道のフラット化、上屋のある待合所などの整備を進めます。
- 情報提供施設の整備を促進します。

#### ③市民と行政の共創

- 官民両者がバリアフリーに関する理解を深めるための広報活動、啓発活動、教育活動などを通じて、市民一人一人の理解と協力により、総合的な空間のバリアフリー化を進めます。

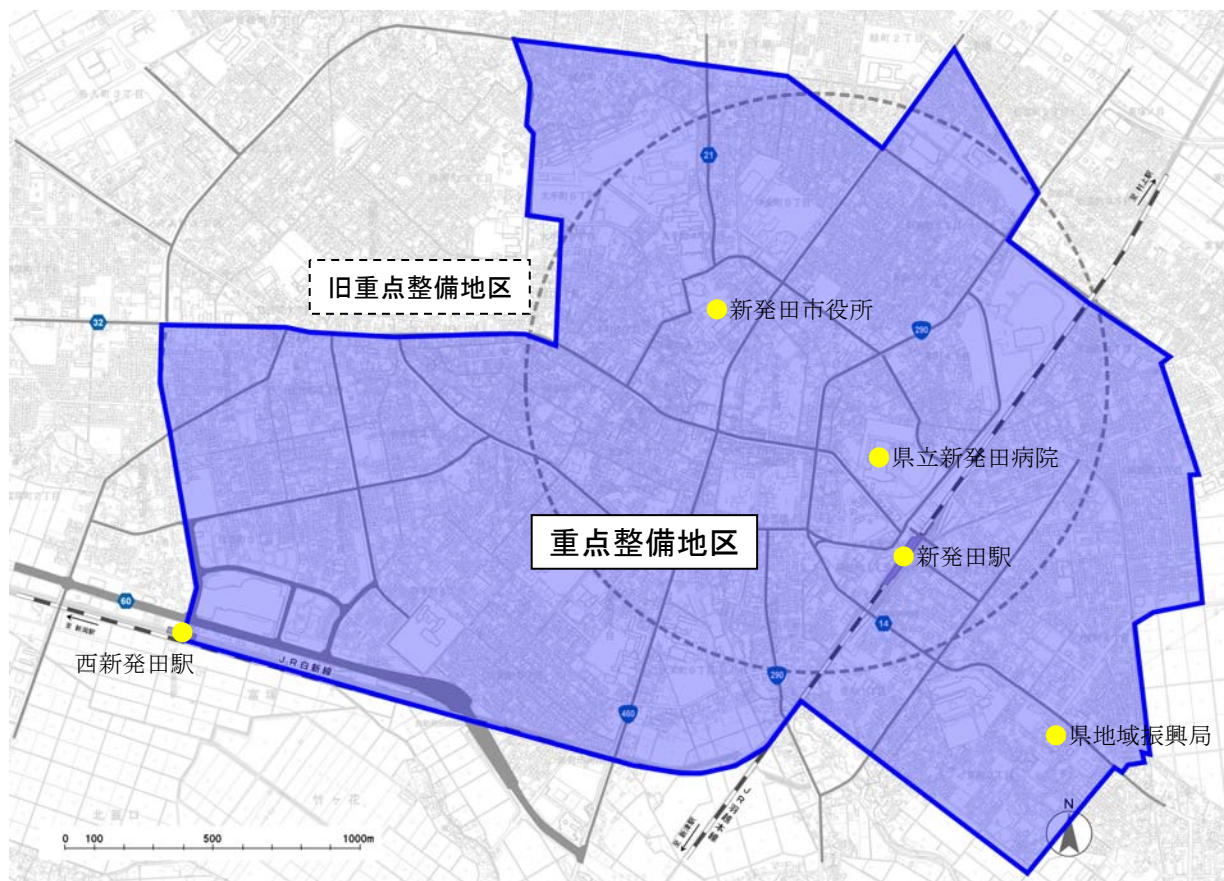
## 2) 目標年次

今後の更なる高齢化の進展に伴い、歩行空間の整備を図る必要があります。そのため、まちづくり総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画との整合を図るため、平成 27 年を中間年次とし、構想期間の最終年である 平成 30 年 を整備の目標年次とします。

## 5.2 重点整備地区の位置および区域

重点整備地区は、地域特性を考慮し以下のように設定します。

旧基本構想で位置づけられた整備地区に、東は県地域振興局、西は西新発田駅を含む、下図に示す区域を新たな重点整備地区として設定します。



### 5.3 生活関連施設および生活関連経路ならびにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

#### (1) 生活関連施設の選定

バリアフリー新法第2条第21号において、生活関連施設とは高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であると定義されています。

住民および鉄道利用者アンケートの結果では、前出しているように新発田駅、県立新発田病院、市役所、イオン、ウオロクといった施設が日常的に使用されているという結果を得ています。また、その他にも生活関連施設に該当する施設が右図に示すように分布しています。

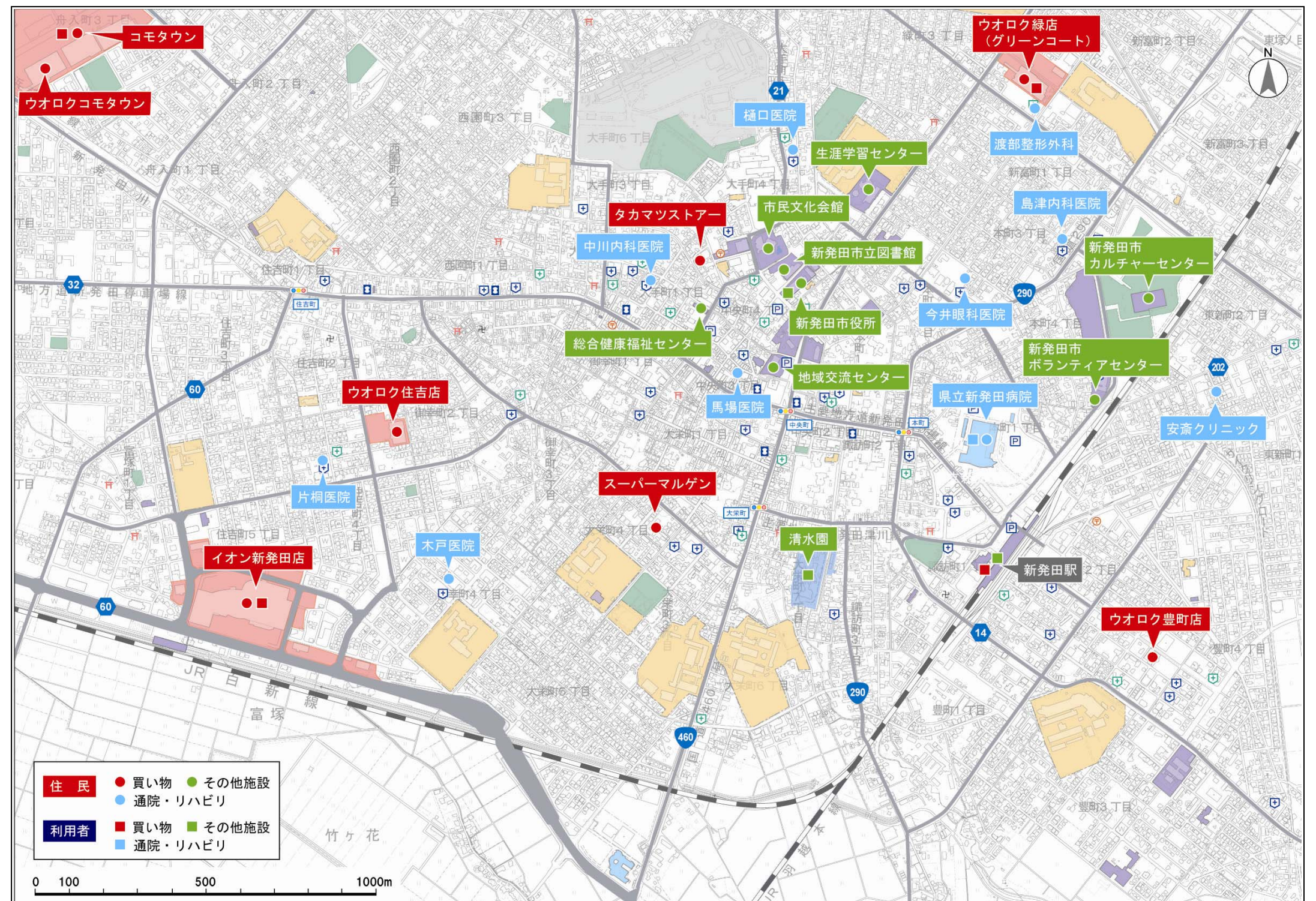


図 アンケートで利用者の多かった施設の位置

アンケート結果等より、生活関連施設を以下のように選定します。

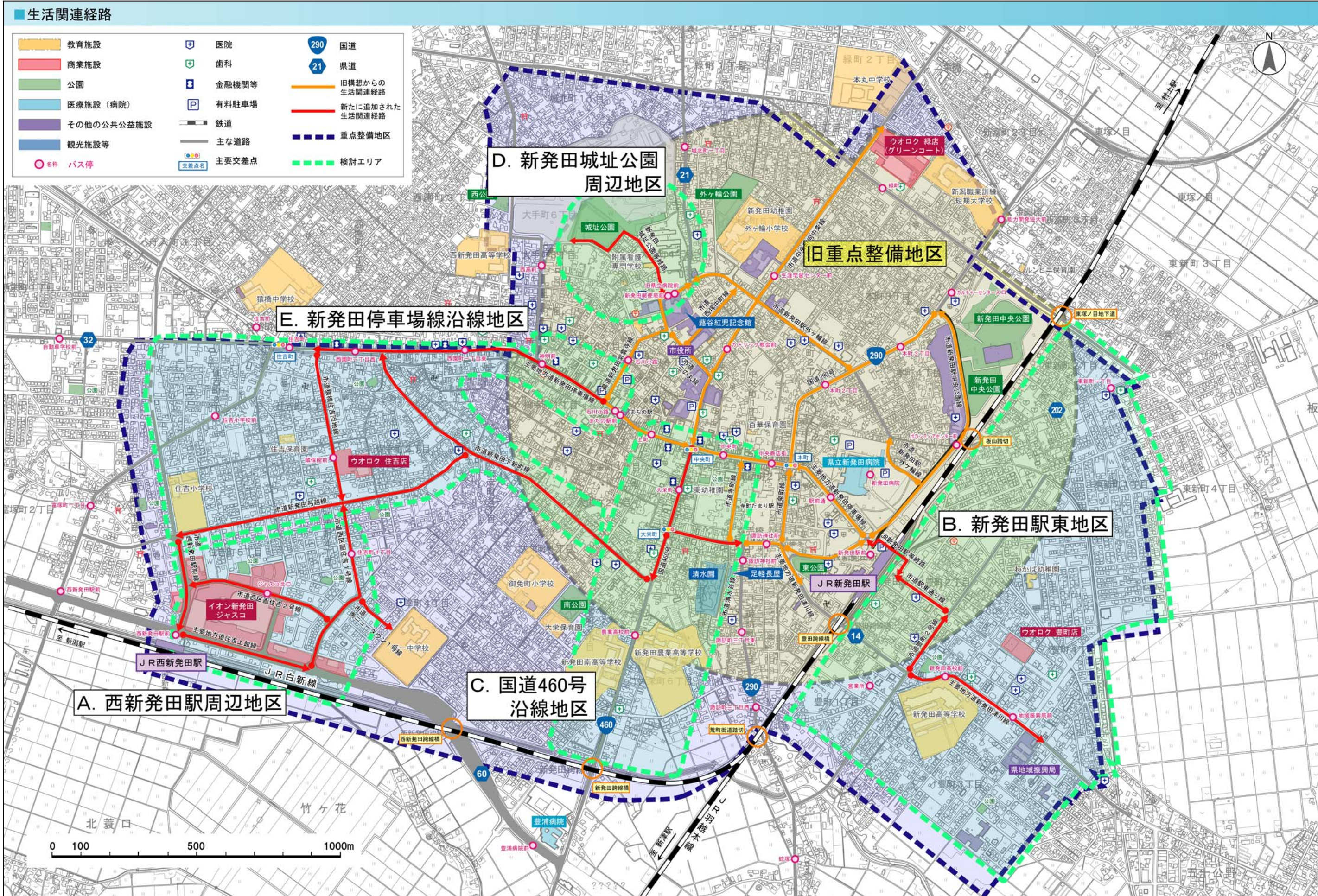
種別	施設名	種別	施設名
旅客施設 (2 施設)	J R 新発田駅	観光施設 (3 施設)	新発田城址公園
	J R 西新発田駅		清水園
医療施設 (9 施設)	県立新発田病院		公共公益施設 (20 施設)
	片桐医院	新発田市役所	
	木戸医院	新発田地域振興局	
	中川内科医院	新発田警察署	
	馬場医院	新発田税務署	
	樋口医院	新潟地方裁判所新発田支部	
	渡部整形外科	新発田郵便局	
	島津内科医院	市立図書館	
安斎クリニック	市民文化会館		
商業施設 (6 施設)	イオン新発田店	総合健康開発センター	
	ウオロク住吉店	ボランティアセンター	
	ウオロク緑店 (グリーンコート)	地域交流センター	
	ウオロク豊町店	カルチャーセンター	
	スーパーマルゲン	生涯学習センター	
	タカマツストアー	勤労者福祉サービスセンター	
教育施設:避難所 (7 施設)	御免町小学校	豊町ふれあい コミュニティセンター	
	住吉小学校	住吉コミュニティセンター	
	外ヶ輪小学校	陽だまり苑	
	第一中学校	ほっとしばたケアセンター	
	新発田高等学校	養護老人ホームあやめ寮	
	新発田農業高等学校	新発田南ディサービスセンター	
	新発田南高等学校		
合計：47 施設			

## (2) 生活関連経路の設定

生活関連経路については、重点整備地区を6分割し、地区毎に生活関連施設の位置及び集積状況と歩行者動線、歩道の利用状況等を考慮して検討を行い、生活関連経路を設定しました。

A 西新発田駅周辺地区	土地区画整理事業が進んだ地区
B 新発田駅東地区	人口の増加等が行われた地区
C 国道 460 号沿線地区	中心市街地の骨格を担う道路の沿線地区
D 新発田城址公園周辺地区	県立病院跡地利用が行われている地区
E 新発田停車場線沿線地区	新発田駅方面と西新発田駅方面を結ぶ幹線沿線地区
旧重点整備地区	旧基本構想の重点整備地区

検討エリア	各地区の生活関連施設	生活関連経路を設定した理由
A 西新発田駅周辺地区	<b>【生活関連施設】</b> ・ J R 西新発田駅（旅客施設） ・ 住吉コミュニティセンター（公共施設） ・ 住吉小学校（教育施設：避難所） ・ イオン新発田店（商業施設） など	○西新発田駅周辺には、J R 西新発田駅、イオン新発田店（商業施設）を含む区画整理がほぼ完了しており、高齢者・障害者等が利用するため、以下の路線を生活関連経路としました。  ●主要地方道住吉上館線【富塚町一～住吉町四】                      ●市道西区画住吉1号線【住吉町四内】 ●市道西新発田駅前線【住吉町五～富塚町一】                      ●市道西区画住吉2号線【住吉町四～住吉町五】 ●市道南ニュータウン1号線【御幸町四内】
B 新発田駅東地区	<b>【生活関連施設】</b> ・ J R 新発田駅（旅客施設） ・ 新発田高等学校（教育施設：避難所） ・ 新発田地域振興局（公共公益施設） ・ ウオロク豊町店（商業施設） など	○J R 新発田駅の改札口から駅東地区方面へは、住民をはじめ、地域振興局（児童・障害者相談センター、健康福祉関係窓口等）等の利用者がおり、また、避難所に指定されている新発田高等学校、バス停留所等もあることから、J R 新発田駅改札口から新発田地域振興局までを生活関連経路としました。  ●主要地方道新発田津川線【豊町二～豊町四】                      ●市道駅東通り線【豊町二内】 ●市道豊町2号線【豊町二内】    ●J R 新発田駅等経路【諏訪町一～豊町二内】
C 国道460号沿線地区	<b>【生活関連施設】</b> ・ 新発田農業高等学校（教育施設：避難所） ・ 新発田南高等学校（教育施設：避難所）	○国道460号は、中央町と新発田農業高等学校および新発田南高等学校方面を結ぶ路線であり、歩行者交通量も多い一方で幅員が狭く、歩行者の安全確保が必要です。また、沿線にある高校は、両校とも避難所に指定されており、高齢者や障害者の避難時の経路となるため、接続する主要地方道新発田津川線も含め、生活関連経路としました。 ※ 豊浦病院は沿線上にあるが、新発田跨線橋を高齢者・障害者等が利用する可能性が低いため、対象外とした。  ●国道460号【大栄町七内】    ●市道新発田下新町線【大栄町七～西園町一】
D 新発田城址公園周辺地区	<b>【生活関連施設】</b> ・ 新発田城址公園（観光施設） など	○観光施設である新発田城址公園は、現在、重点整備地区内であり、かつ、利用者があるものの、生活関連経路の指定がなされていません。そのため、県立新発田病院跡地利用との関係もありますが、今回新たに経路を追加しました。  ●新発田城址公園等経路【大手町四～大手町六】
E 新発田停車場線沿線地区	<b>【生活関連施設】</b> ・ 馬場医院（医療施設） ・ 片桐医院（医療施設） ・ スーパーマルゲン（商業施設） ・ ウオロク住吉店（商業施設） など	○J R 西新発田駅周辺地区を重点整備地区に入れるため、現在の重点整備地区である新発田駅周辺地区をつなぐことで、生活関連経路のネットワーク化を図ります。  ●主要地方道新発田停車場線【大手町一～住吉町一】                      ●市道猿橋住吉団地線【住吉町一～住吉町四】 ●市道新発田弓越線【御幸町二～住吉町四】                              ●市道新発田下新町線【大栄町七～西園町一】
旧重点整備地区	<b>【生活関連施設】</b> ・ J R 新発田駅（旅客施設） ・ 新発田市役所（公共公益施設） ・ 新発田市立図書館（公共公益施設） ・ 市民文化会館（公共公益施設） ・ カルチャーセンター（公共公益施設） ・ ボランティアセンター（公共公益施設） ・ 県立新発田病院（医療施設） ・ 樋口医院（医療施設） ・ 清水園（観光施設） など	○市道新発田駅外ヶ輪線の一部、及び市道清水谷線を除き、旧基本構想の特定路線を引き続き、生活関連経路として位置づけます。市道新発田駅外ヶ輪線は、本町一～本町三の区間（県立新発田病院～国道290号との交差点まで）については、県道新発田停車場線及び国道290号を代替経路とすることにより、生活関連経路に指定しない。また、市道清水谷線については、清水園等の観光施設に対し国道290号を生活関連経路に指定することや、新発田川の改良を含めた拡幅整備が困難であることから、生活関連経路に指定しない。  ●国道290号【新富町一～諏訪町二】                                      ●市道寺町線【諏訪町二内】 ●県道新発田停車場線【諏訪町一～本町二】                              ●市道泉町線【諏訪町一内】 ●県道新発田紫雲寺線【大手町一～大手町四】                              ●市道中央町向中条線【中央町一～緑町三】 ●県道新発田津川線【諏訪町二～諏訪町一】                              ●市道新発田駅外ヶ輪線【本町一内、本町三～大手町四】 ●市道三の丸線【中央町四～中央町三】                                      ●市道新発田駅中央公園線【本町一～本町四】 ●市道新発田駅諏訪前線【諏訪町一内】                                      ●市道西塚中町線【中央町四～中央町五】



生活関連経路

- |            |       |                |
|------------|-------|----------------|
| 教育施設       | 医院    | 国道             |
| 商業施設       | 歯科    | 県道             |
| 公園         | 金融機関等 | 旧構想からの生活関連経路   |
| 医療施設（病院）   | 有料駐車場 | 新たに追加された生活関連経路 |
| その他の公共公益施設 | 鉄道    | 重点整備地区         |
| 観光施設等      | 主な道路  | 検討エリア          |
| 名称         | バス停   |                |
|            | 主要交差点 |                |

D. 新発田城址公園  
周辺地区

旧重点整備地区

E. 新発田停車場線沿線地区

B. 新発田駅東地区

C. 国道460号  
沿線地区

A. 西新発田駅周辺地区

0 100 500 1000m

### (3) 新たな生活関連経路

ここでは、新たに追加する生活関連経路を以下に示します。

A 西新発田駅周辺地区	
<p>● 主要地方道住吉上館線 【歩道幅員：2.5～3.3m】</p> 	<p>● 市道西新発田駅前線 【歩道幅員：5.0m】</p> 
<p>● 市道西区画住吉1号線 【歩道幅員：3.3m】</p> 	<p>● 市道西区画住吉2号線 【歩道幅員：3.3～3.6m】</p> 



**B 新発田駅東地区**

●主要地方道新発田津川線

【歩道幅員：2.3～3.0m】



●市道豊町2号線

【歩道幅員：3.4m】



●市道駅東通り線

【歩道幅員：4.5m】



●東口駅前広場



**C 国道 460 号沿線地区**

●国道 460 号

【歩道幅員：3.3m】



●主要地方道新発田津川線

【歩道幅員：3.5m】



※D 新発田城址公園地区は、旧県立病院の跡地利用で変化するため、掲載しません。

**E 新発田停車場線沿線地区**

●主要地方道新発田停車場線

【歩道幅員：2.9～3.0m】



●市道猿橋住吉団地線

【歩道幅員：2.0m】



●市道新発田下新町線

【歩道幅員：1.5m】



●市道新発田弓越線

【歩道幅員：1.5～3.0m】



## 5.4 生活関連施設、特定車両および生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

### 5.4.1 特定事業

#### (1) 実施する特定事業の種類

特定事業は「道路特定事業」、「交通安全特定事業」および「公共交通特定事業」です。特定事業ごとのバリアフリー化の目的と内容は以下のとおりです。

	バリアフリーの目的	内容
道路特定事業	誰もが歩きやすい道路施設の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①路面段差の解消、勾配などの改善を図ります。</li> <li>②滑りにくい舗装材の採用を促進します。</li> <li>③歩道有効幅員の確保を促進します。</li> <li>④バス停部でのバス乗降を考慮した歩道高の確保を促進します。</li> <li>⑤道路標識や視覚障害者誘導ブロックなどの情報提供施設の整備を促進します。</li> <li>⑥新発田駅周辺のバリアフリー化を促進します。</li> <li>⑦乗降場、休憩施設などのバリアフリーに対応した整備を促進します。</li> </ul>
交通安全特定事業	誰もが安心して歩ける交通安全施設の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①音響信号機など、交通弱者に対応した信号機の整備を促進します。</li> <li>②道路標識等の設置を促進します。</li> <li>③適正な駐車・駐輪を図るよう努めます。</li> </ul>
公共交通特定事業	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>①プラットホームの視覚障害者誘導ブロックの配置を促進します。</li> <li>②新発田駅のホーム連絡通路のバリアフリー化に対応した整備を促進します。</li> <li>③案内表示板等の整備を促進します。</li> </ul>
	バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①低床バス、ノンステップバスの導入を検討します。</li> <li>②案内表示板等の整備を促進します。</li> </ul>

## (2) 特定事業の実施者

特定事業の実施者は道路管理者、交通管理者、交通事業者（鉄道事業者、バス事業者）です。

## (3) 特定事業を実施する対象施設

特定事業を実施する対象施設を以下に示します。

### 1) 道路特定事業

種別	路線名	区間	延長(m)
国道	国道 290 号	新富町一丁目～諏訪町二丁目地内	約 1,710
国道	国道 460 号	大栄町七丁目地内	約 190
県道	新発田停車場線	諏訪町一丁目～住吉町一丁目地内	約 1,790
県道	新発田紫雲寺線	大手町一丁目～大手町四丁目地内	約 600
県道	新発田津川線（駅西側）	諏訪町二丁目～諏訪町一丁目地内	約 260
県道	新発田津川線（駅東側）	豊町二丁目～豊町四丁目地内	約 550
県道	住吉上館線	富塚町一丁目～住吉町四丁目地内	約 490
市道	新発田駅中央公園線	本町一丁目～本町四丁目地内	約 900
市道	新発田駅諏訪前線	諏訪町一丁目地内	約 310
市道	泉町線	諏訪町一丁目地内	約 300
市道	寺町線	諏訪町二丁目地内	約 300
市道	新発田駅外ヶ輪線（西側）	本町三丁目～大手町四丁目	約 670
市道	新発田駅外ヶ輪線（東側）	本町一丁目地内	約 220
市道	中央町向中条線	中央町一丁目～緑町三丁目地内	約 1,040
市道	西塚中町線	中央町四丁目～中央町五丁目地内	約 280
市道	三の丸線	中央町四丁目～中央町三丁目地内	約 460
市道	西区画住吉 1 号線	住吉町四丁目地内	約 640
市道	西区画住吉 2 号線	住吉町四丁目～住吉町五丁目地内	約 540
市道	西新発田駅前線	住吉町五丁目～富塚町一丁目地内	約 350
市道	南ニュータウン 1 号線	御幸町四丁目地内	約 150
市道	駅東通り線	豊町二丁目地内	約 300
市道	豊町 2 号線	豊町二丁目地内	約 250
市道	猿橋住吉団地線	住吉町一丁目～住吉町四丁目地内	約 530
市道	新発田下新町線	大栄町七丁目～西園町一丁目地内	約 1,250
市道	新発田弓越線	御幸町二丁目～住吉町四丁目地内	約 1,080
市道	J R 新発田駅等経路	諏訪町一丁目～豊町二丁目地内	約 110
市道	新発田城址公園等経路	大手町四丁目～大手町六丁目地内	—

## 2) 公共交通特定事業

事業者	施設	主な整備内容
鉄道事業者	施設内全般 (対象：新発田駅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・券売機等の施設（高さや設置位置等）の見直し</li> <li>・自動ドア化や引き戸等への変更</li> <li>・適切な誘導ブロックの配置</li> <li>・わかりやすい案内表示</li> <li>・エレベーター等の整備</li> </ul>
	駅舎外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープ等の設置</li> </ul>
バス事業者	バス停	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい案内表示</li> <li>・バス停の高さや幅の改善</li> </ul>
	バス内部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バス等の導入</li> <li>・バス内部の見直し(階段の高さ、入口の幅、ボタンの位置、座席の幅等)</li> </ul>

## 3) 交通安全特定事業

事業者	施設など	主な整備内容
交通管理者	信号機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声機能付信号機や、交通弱者に対応した信号機の設置</li> <li>・信号機の見やすい位置への設置</li> </ul>
交通管理者 道路管理者	道路標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見やすい、わかりやすい道路標識の設置</li> <li>・道路標識の適切な場所の設置</li> </ul>
新発田市他	意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車・駐輪のマナーの啓発活動・広報活動</li> <li>・適切な駐車場等の確保</li> </ul>

#### (4) 特定事業の内容

##### 1) 道路特定事業

特定路線で実施する道路特定事業は以下のとおりです。

###### ①路面段差の解消、勾配等の改善

- ・道路の構造基準を踏まえて、波打ち歩道の解消や路面勾配等の改善を図ります。また、横断歩道部の歩道境界の段差は、視覚障害者の安全を確保するため、極力段差が発生しないように整備します。

###### ②滑りにくい舗装材の採用

- ・誰もが安全・快適に歩行できるよう、歩道面は平坦で滑りにくいものを採用します。また、表面の水たまりや、積雪時への対応として、透水性を有する舗装材の検討を行います。

###### ③歩道幅員の確保

- ・誰もが安全・快適に歩行できるよう、電線類の地中化を必要に応じて実施すると共に、市民の協力(宅地への電柱設置等)によって、歩道幅員を確保します。

###### ④バス停部でのバス乗降を考慮した歩道高の整備

- ・ノンステップバスの乗降口から降りるスロープにより、車いす利用者の乗り降りが可能となるような歩道高に整備します。

###### ⑤歩行者のための案内標識や視覚障害者誘導ブロック等の情報提供施設の整備

- ・主要施設や方向などの案内標識・誘導サインの充実を図るとともに、車いす利用者や子供の目線にも配慮した位置に設置します。また、歩道などの必要な位置に視覚障害者用誘導ブロックを設置します。

###### ⑥新発田駅周辺のバリアフリー化の促進

- ・新発田駅東西を結ぶ自転車歩行車道及び、新発田駅周辺整備を行う場合には整備の内容、線路の横断方法等において、車いす利用者などに配慮したエレベーターの設置等を検討します。

###### ⑦乗降場、休憩施設などのバリアフリー化の促進

- ・移動の快適性を向上させるために、ゆとりある歩道幅員を確保し、バリアフリーに配慮した乗降場、休憩施設・滞留空間等を設置するなど、快適な歩行動線を整備します。また、誰にでも分かりやすい案内・誘導サインなどを整備します。

## 2) 交通安全特定事業

特定路線で実施する交通安全特定事業の内容は以下のとおりです。

### ①音響信号機など、交通弱者に対応した信号機の設置

- ・視覚障害者などの安全で快適な歩行を支援するため、主要な交差点をはじめ必要と考えられる箇所には、音声機能を有する信号機、歩行者用信号の青時間が延長する信号機などの整備を促進します。

### ②道路標識などの整備

- ・道路標識については、高輝度化、大型化または夜間照明装置の整備、また道路横断の安全を図るため、横断歩行者の多い箇所への横断歩道の設置を促進します。

### ③違法な駐車・駐輪行為の防止

- ・違法な駐車行為は障害者などの通行に大きな障害となることから、違法駐車車両の取り締まりの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を推進します。

## 3) 公共交通特定事業

重点整備地区において行う公共交通特定事業は以下のとおりです。

### ①新発田駅プラットホームの視覚障害者誘導ブロックの整備

- ・視覚障害者の転落を防止するため、プラットホームに誘導ブロックの設置を促進します。

### ②新発田駅のホーム連絡通路のバリアフリー化の促進

- ・新発田駅において、肢体不自由などに配慮してエレベーターまたはエスカレーターなどの整備を検討します。

### ③電車やバスの案内表示の整備

- ・電車やバスの発車時間や運行時間、発車場所などを分かりやすく正確にお知らせするため、案内表示の整備や構造の見直し、音楽などによって案内をすることを促進します。

### ④低床バスの導入

- ・乗合バスによる移動円滑化を図るために、低床バス・ノンステップバスの導入について、バス事業者と協議しながら推進を図ります。

### ⑤公共交通機関における施設の適切なバリアフリー化の促進

- ・公共交通機関を利用するための待合所や改札口などの施設の見直しを図り、改善することを促進します。



参考：路線別・施設別事業内容（案）

種別	路線名・施設名	延長(m)	道路特定事業							交通安全特定事業			公共交通特定事業				
			段差 解消	舗装材	歩道 幅員	バス停 改善	誘導 ブロック	立体横断 施設	乗降場 休憩施設	信号機	道路標識	違法行為 の防止	プラット ホーム	立体 横断施設	案内表示	低床バス	待合所等
国道	国道 290 号	約 1,710	○	○	—	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
国道	国道 460 号	約 190	○	○	△	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
県道	新発田停車場線	約 1,790	○	○	—	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
県道	新発田紫雲寺線	約 600	—	○	—	○	—	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
県道	新発田津川線（駅西側）	約 260	△	○	—	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
県道	新発田津川線（駅東側）	約 550	—	○	—	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
県道	住吉上館線	約 490	—	○	—	○	—	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田駅中央公園線	約 900	△	○	—	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田駅諏訪前線	約 310	—	○	—	○	—	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	泉町線	約 300	○	○	—	○	—	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	寺町線	約 300	○	○	△	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田駅外ヶ輪線（西側）	約 670	○	○	△	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田駅外ヶ輪線（東側）	約 220	○	○	△	/	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	中央町向中条線	約 1,040	△	○	—	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	西塚中町線	約 280	△	○	—	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	三の丸線	約 460	—	○	—	○	—	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	西区画住吉 1 号線	約 640	△	○	△	○	△	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	西区画住吉 2 号線	約 540	—	○	—	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	西新発田駅前線	約 350	—	○	—	○	—	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	南ニュータウン 1 号線	約 150	△	○	△	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	駅東通り線	約 300	○	○	—	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	豊町 2 号線	約 250	△	○	—	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	猿橋住吉団地線	約 530	—	○	—	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田下新町線	約 1,250	○	○	—	○	○	/	/	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田弓越線	約 1,080	△	○	△	○	○	/	/	○	○	○	/	/	/	/	/
市道	J R 新発田駅等経路	約 110	○	○	—	/	△	○	○	/	○	○	/	/	/	/	/
市道	新発田城址公園等経路	—	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/
—	J R 新発田駅	—	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	/	○
—	バス交通	—	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	○	○	○

○：整備必要      △：一部整備必要      —：整備必要なし      /：整備対象外

## (5) 特定事業の実施予定期間

種別	事業内容	事業実施予定期間
道路 特定事業	①路面段差の解消、勾配等の改善	平成 21 年 ～ 平成 30 年
	②滑りにくい舗装材の採用	
	③歩道幅員の確保	
	④バス停部でのバス乗降を考慮した歩道高の整備	
	⑤歩行者のための案内標識や視覚障害者誘導ブロック等の情報提供施設の整備	
	⑥新発田駅周辺のバリアフリー化の促進	
	⑦乗降場、休憩施設などのバリアフリー化の促進	
交通安全 特定事業	①音響信号機など交通弱者に対応した信号機の設置	平成 21 年 ～ 平成 30 年
	②道路標識などの整備	
	③違法な駐車・駐輪行為の防止	
公共交通 特定事業	①新発田駅プラットホームの視覚障害者誘導ブロックの整備	平成 21 年 ～ 平成 30 年
	②新発田駅のホーム連絡通路のバリアフリー化の促進	
	③電車やバスの案内表示の整備	
	④低床バスの導入	
	⑤公共交通機関における施設の適切なバリアフリー化の促進	

### 5.4.2 移動等円滑化のための他の事業

#### ■新発田駅周辺整備との関連

新発田駅及び駅周辺整備を行う場合には、公共交通（鉄道、バス等）のバリアフリー化や、それらの施設相互の接続形態等とあわせて、バリアフリー化を検討していきます。

## 5.5 その他の事項

- (1) 特定事業と併せて実施する市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項

※区画整理事業、市街地再開発事業等の予定がないため、記載はしない。

- (2) 自転車等の駐輪施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項

※移動円滑化を図るために、駐車場・駐輪場の整備予定がないため、記載はしない。

- (3) その他、移動等円滑化のために必要な事項

### ■ソフト施策の実施

- ・心のバリアフリーの推進

新発田市民がバリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深めるために、地域住民に対して、意識向上の啓発活動を行います。

(地域住民・沿道住民・利用者の理解と協力、交通マナー・モラルの向上など)